

第3期上松町子ども・子育て支援事業計画

あんしん げんき
まごころ つながり



令和7年3月（作成）

上松町

事業計画策定にあたって

第1章 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の概要	1
2 計画の性格	2
3 計画策定の時期及び計画期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3

上松町の現状と第2期子ども・子育て支援事業計画の総括

第2章 上松町の子ども・子育てに関する現状と課題

1 人口、児童数に関する現状と動向	4
2 上松町の世帯に関する状況	8
3 保育・教育施設の利用状況	9
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	11
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	12

第3章 第2期上松町子ども・子育て支援事業計画の総括

1 第2期上松町子ども・子育て支援計画の課題	26
------------------------	----

第3期上松町子ども・子育て支援事業計画について

第4章 計画の基本的な考え

1 子ども・子育て支援の意義	30
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の基本理念	30
3 第3期上松町子ども・子育て支援事業計画の目標と施策	32
4 基本目標と分野別施策の展開	33

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定	48
2 教育・保育提供体制の確保	50
3 教育・保育施設の一体的提供の推進	52
4 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み	52
5 地域子ども・子育て支援体制の確保	52
6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取り組み	60
7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み	60

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	61
2 計画の点検・評価・改善	61

事業計画策定にあたって

第 1 章 第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の概要

■計画策定の趣旨

少子化に伴う核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、時代の変遷とともに、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所などの待機児童が深刻な問題となっています。

このような子育て事情を背景に、子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の教育・保育の質と量の確保、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行されました。

新しい制度が始まるに当たり、全ての子どもや家庭を対象に、子どもの最善の利益が実現できる社会、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目的として、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指すこととなりました。

以前より当町では、市町村を実施主体とした子育て支援の計画として、次世代育成支援行動計画（後期計画）について、「地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、安心して安全な環境で育つまち」を基本理念とし、町民、関係機関・団体、行政などが協働で子どもの成長を総合的に支援する施策を推進してきましたが、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間として、「上松町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

この計画期間の終了を受けて、引き続き、取組を計画的に推進するため、これまでの子ども・子育て支援施策の取組を見直しつつ、新たに「第 3 期上松町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格

「第3期上松町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえ、「次世代育成支援行動計画」が果たしてきた子ども・子育て支援施策を含め、子どもの育ち・子育ての総合計画と位置づけて取り組んでいきます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法などの関連の法律、本町の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら取り組んでいきます。

3 計画策定の時期及び計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 ～
本計画						
次期計画					見直し	

4 計画の対象

青年期までを視野に入れ、生まれる前から乳幼児期・学童期・思春期を中心に、子ども・青少年とその家庭、地域住民とします。

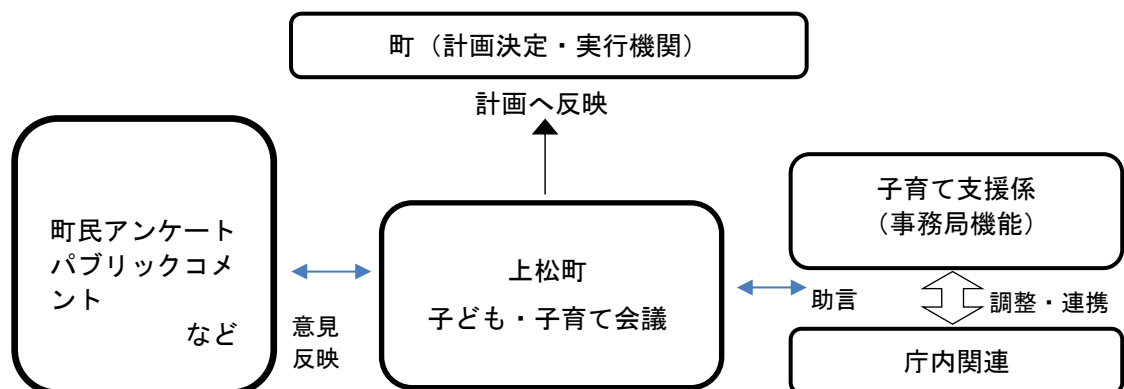
また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「上松町子ども・子育て会議」により、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

また、上松町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートの実施と、計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施します。



第2章 上松町の子ども・子育てに関する現状と課題

1 人口、児童数に関する現状と動向

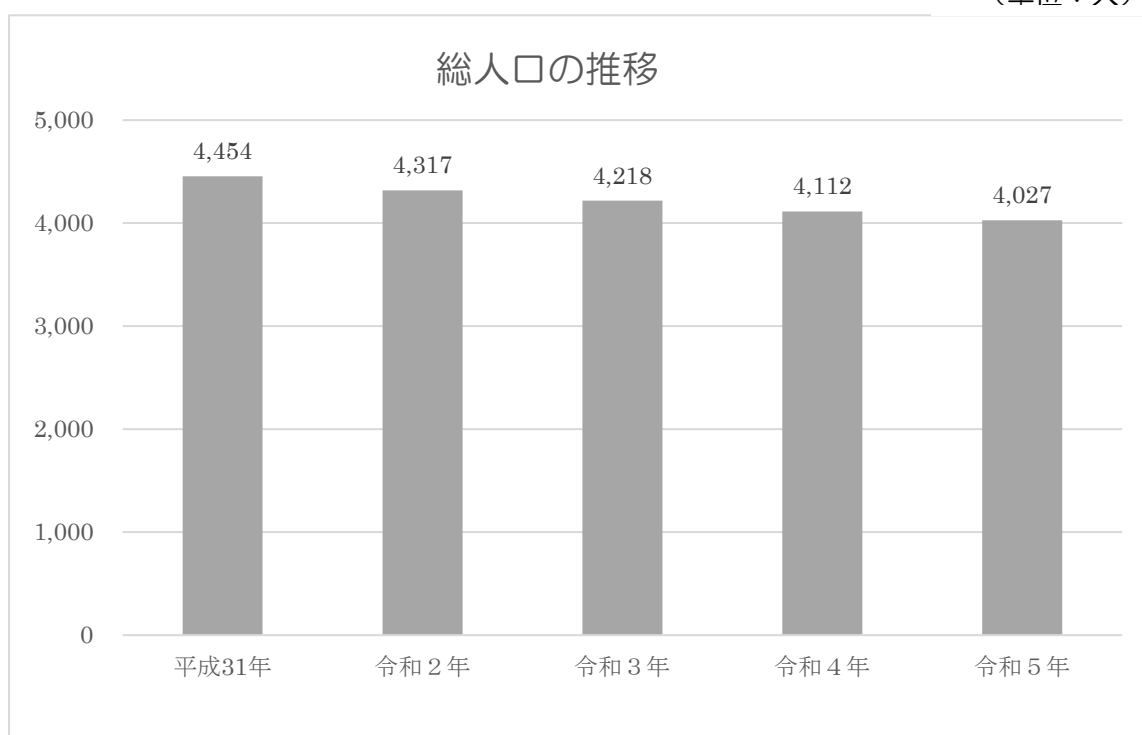
（注1）年度表記については、平成31年4月1日より「令和元年度」と表記しています。

（注2）グラフの年次は各統計調査等の直近の数字を利用しているため、資料によって年次にずれがあります。

（1）人口の推移

本町の総人口は年々減少しており、令和5年には平成31年と比べ9.5%減少の4,027人となっています。

（単位：人）

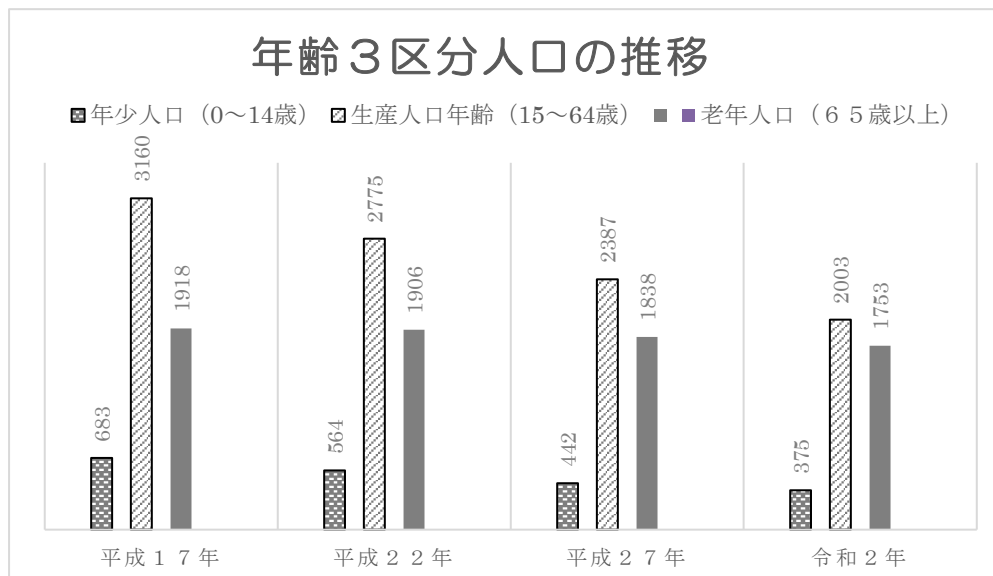


（資料：住民基本台帳）

(2)年齢3区分別人口の推移

人口を国勢調査の0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）・65歳以上（老年人口）の3区分で見ると、老年人口の減少率は8.6%減であるのに対し、生産人口年齢は36.6%減、年少人口は45.1%減、と大幅に減少しています。

（単位：人）

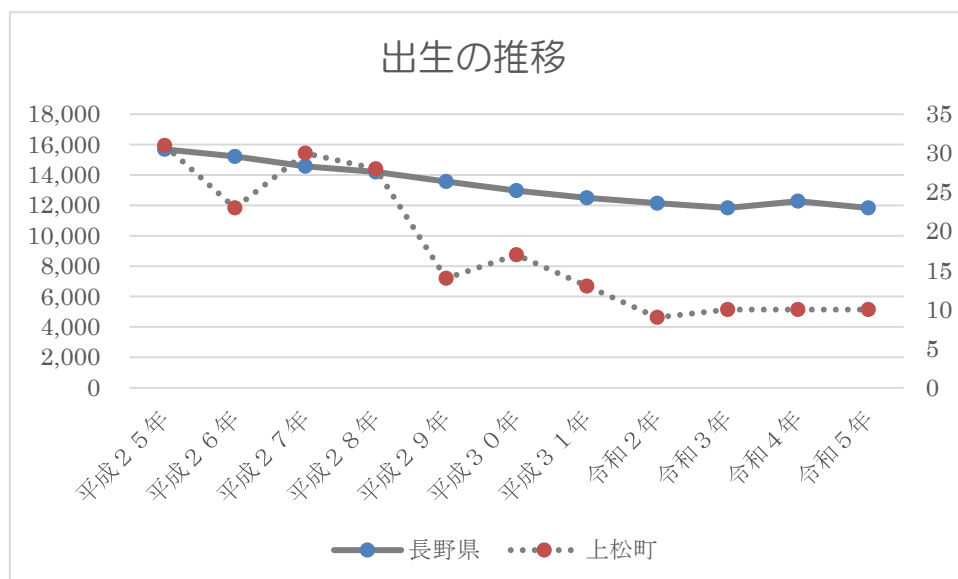


（資料：国勢調査）

(3)出生数の推移

長野県の出生数は年々減少傾向にあります。本町の出生数も年度によって差はありますが、年々減少傾向にあります。近年の出生数は10人前後で推移しています。

（単位：人）



（資料：県勢要覧／住民基本台帳）

(4)乳幼児・児童数

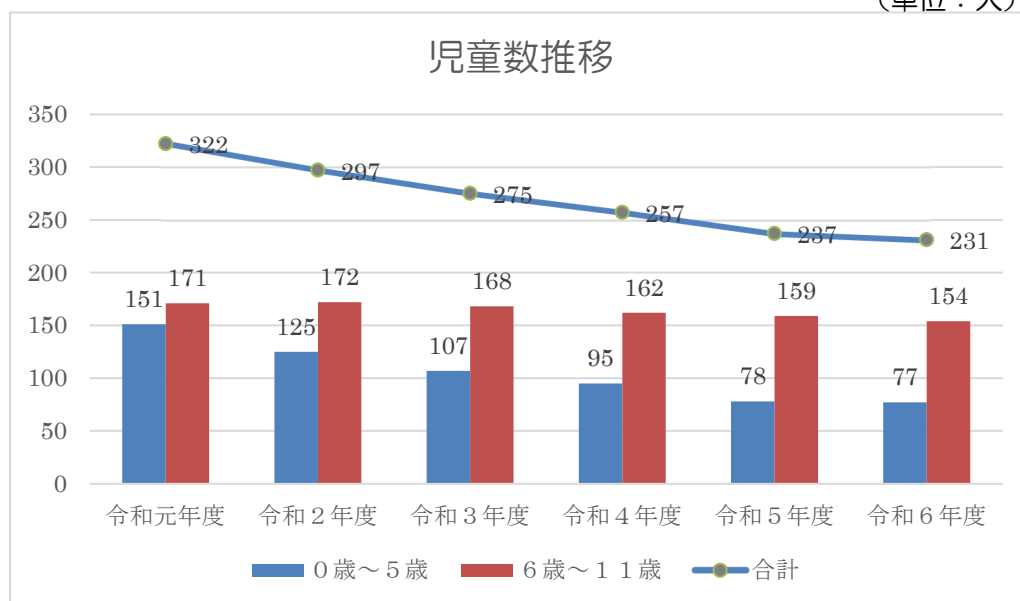
乳幼児数、小学生児童数ともに年々緩やかな減少傾向となっています。児童数全体では令和元年度と比べ令和6年度には 28.3%の減少となっています。

(単位：人)

年齢	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	18	13	9	11	9	9
1 歳	13	19	12	9	10	9
2 歳	31	12	19	14	11	9
3 歳	28	30	12	19	15	13
4 歳	26	27	29	13	20	17
5 歳	35	24	26	29	13	20
就学前児童計	151	125	107	95	78	77
6 歳	31	33	23	25	30	14
7 歳	21	30	33	23	24	32
8 歳	32	20	30	32	23	25
9 歳	31	30	21	30	32	23
1 0 歳	26	31	30	21	29	31
1 1 歳	30	28	31	31	21	29
小学生計	171	172	168	162	159	154
合計	322	297	275	257	237	231

(資料：住民基本台帳)

(単位：人)

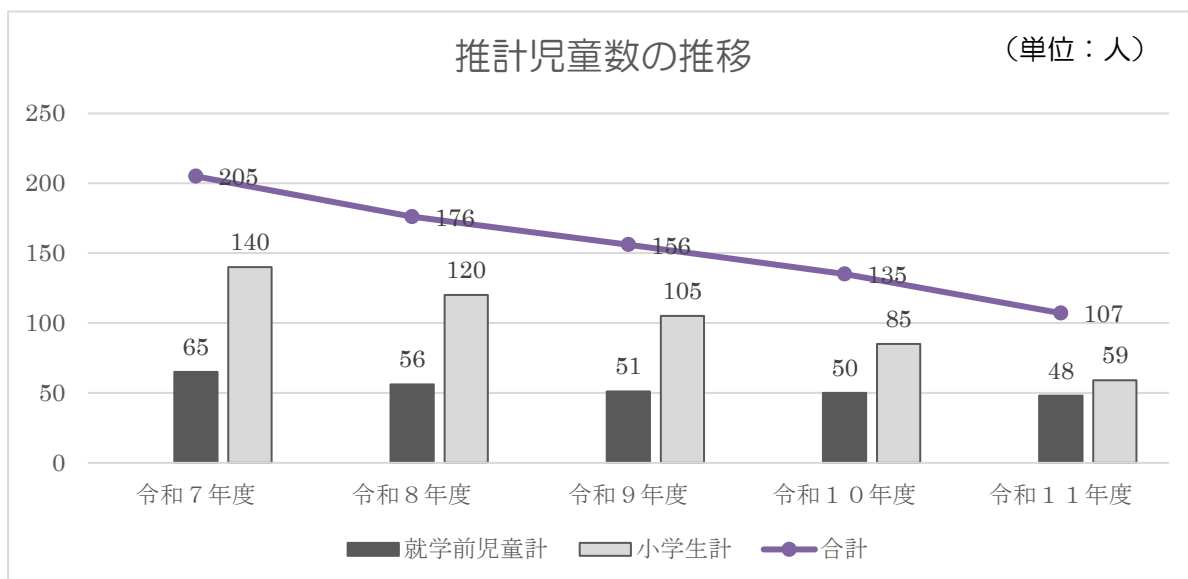


(5)児童人口の推計

令和元年度から令和6年度の1歳ごとの児童人口（住民基本台帳）に基づき、令和7年度から5年間の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、就学前児童人口、小学生児童人口ともに減少が続き、令和11年度には、令和6年度人口（231人）の46.3%程に減少することが予測されます。（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	10	9	9	9	8
1歳	8	9	8	8	8
2歳	9	8	9	8	8
3歳	9	9	8	9	8
4歳	13	9	9	8	9
5歳	16	12	8	8	7
就学前児童計	65	56	51	50	48
6歳	19	15	11	7	7
7歳	13	18	14	10	6
8歳	31	12	17	13	9
9歳	24	30	11	16	12
10歳	22	23	29	10	15
11歳	31	22	23	29	10
小学生計	140	120	105	85	59
合計	205	176	156	135	107
令和6年比	88.7%	76.2%	67.5%	58.4%	46.3%

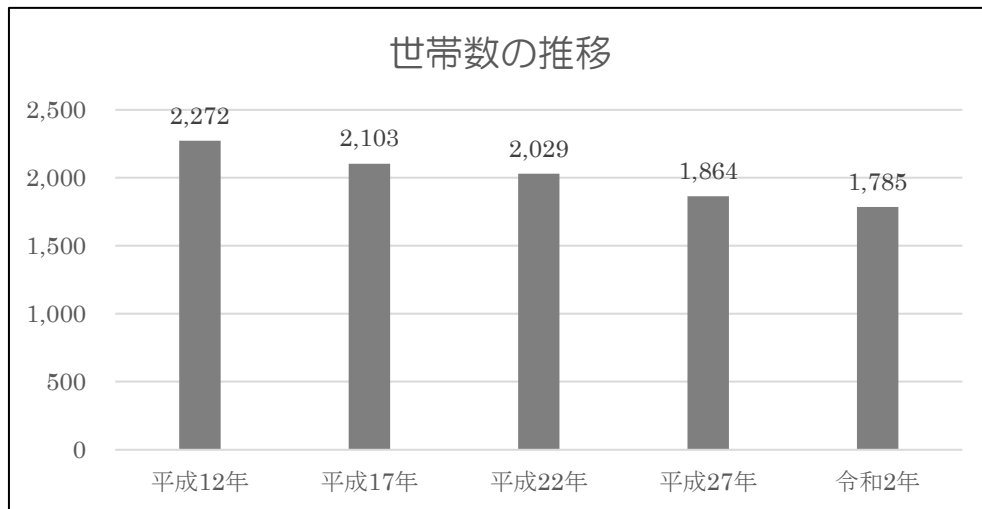


2 上松町の世帯に関する状況

(1)世帯に関する状況

本町の一般世帯数は、増減しながらも減少傾向にあり、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間に 487 世帯の減少(21.4%の減少)となっています。

(単位：人)

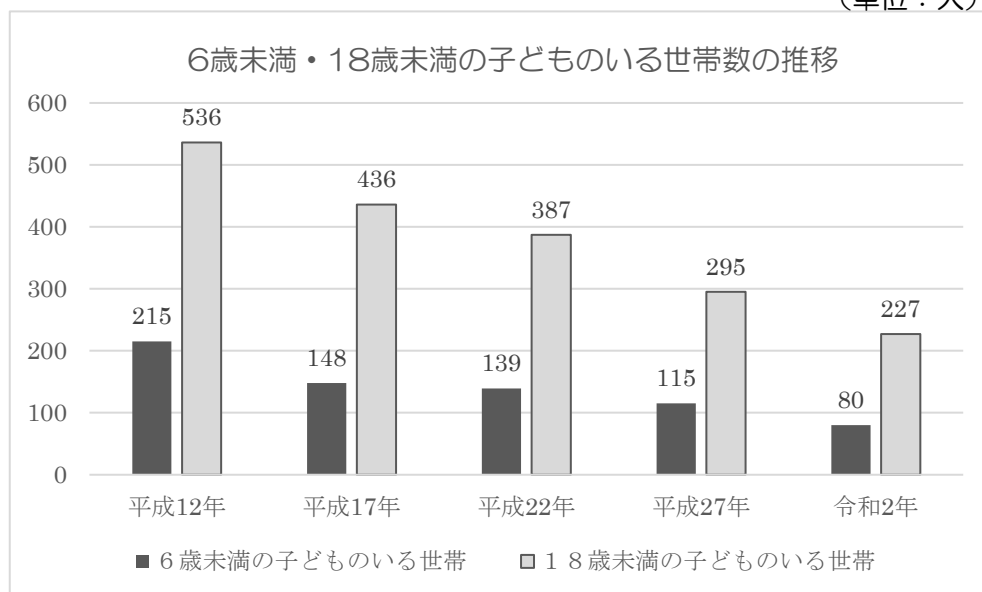


(資料：国勢調査)

(2)子どものいる世帯の状況

6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに年々減少しています。平成 12 年と比べ令和 2 年には、6歳未満の子どものいる世帯は 62.8%、18歳未満の子どものいる世帯数は 57.6%の減少となっています。

(単位：人)



(資料：国勢調査)

3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本町には保育所は上松保育園があり、令和6年4月現在は60名の児童が保育所へ通っています。入所率は50%となっています。

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
上松保育園	120	60	50

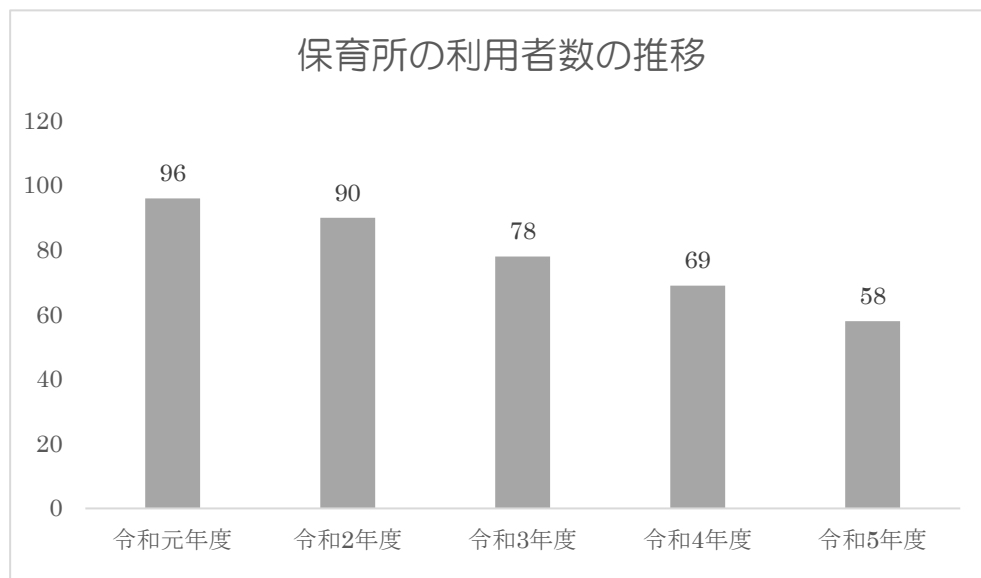
(資料：福祉行政報告例)

※ 昨今の出生数の減少を受け、保育園の定員を令和7年4月より、80名とします。
令和6年に行われた子ども・子育て会議において決定いたしました。

(2) 保育所の利用者数の推移

令和元年度までは保育所の利用者数は100人前後で推移していましたが、その後から利用者数が大きく減少しはじめました。人口の推計から将来の児童数の減少が見込まれるため、今後も利用者数の減少が予測されます。

(単位：人)



(資料：福祉行政報告例)

(3) 保育所の利用者の年齢構成

年度当初の保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。3歳未満児について、前回調査5年間（H26～H30）の平均利用率14.4%に対し直近5年間の平均利用率は16.8%と増加しており、少子化の中でも未満児の利用率は増加しています。

（単位：人）

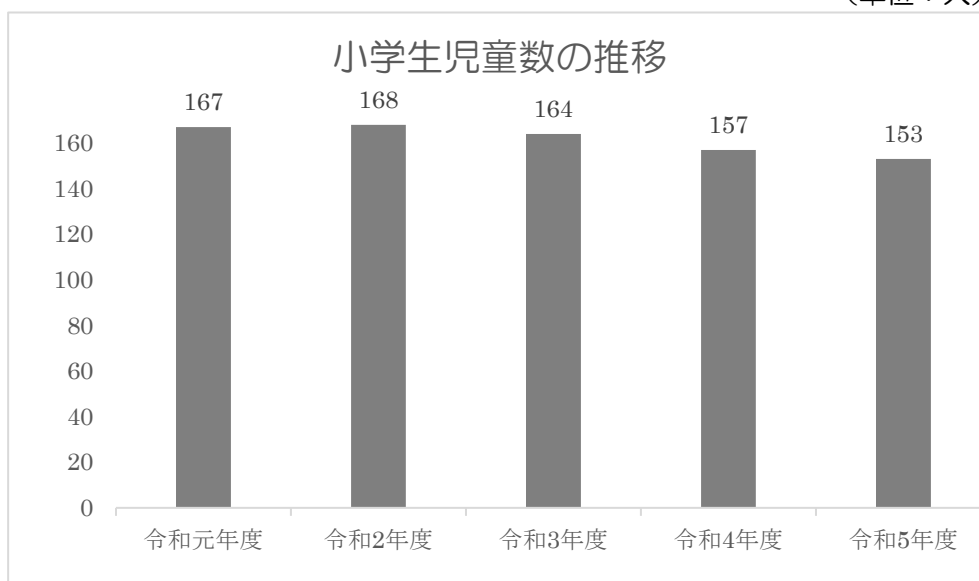
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	2	2	0	2	5
1歳児	2	3	3	2	3
2歳児	10	8	11	6	5
計	14	13	14	10	13
割合	14.6%	14.4%	17.9%	14.5%	22.4%
3歳児	27	29	11	19	14
4歳児	24	26	28	12	19
5歳児	31	22	25	28	12
計	82	77	64	59	45
割合	85.4%	85.6%	82.1%	85.5%	77.6%
計	96	90	78	69	58

注）・認可保育所（4/1現在） ・0歳児については年度末利用者数 （資料：町で算出）
 ・割合については利用者全体における割合

(4) 小学生児童数の推移

近年の小学生児童数は年々減少しており、令和元年度から令和5年度までの減少率は8.3%となっています。

（単位：人）



（資料：学校基本調査）

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。町として現在実施していない事業に関しては、今後の町の子育て事情を踏まえながら、検討をしていきます。

事業名		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①時間外保育事業		平日の一日当たり利用人数	26人	31人	34人	25人	21人
②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		年間延べ利用者数	2人	2人	3人	2人	0人
③放課後児童健全育成事業		登録者数	29人	25人	28人	37人	55人
④地域子育て支援センター事業	センター開放	利用組数 利用人数 （年間延べ）	708組 1,755人	521組 1,134人	427組 918人	459組 1,113人	367組 793人
	企画行事	利用組数 利用人数 （年間延べ）	385組 808人	255組 526人	117組 253人	139組 299人	127組 263人
⑤一時預かり事業（地域子育て支援センター事業で実施）		利用人数 （年間延べ）	257人	217人	183人	319人	124人
⑥病児・病後児保育事業		利用人数 （年間延べ）	—	—	—	—	—
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		利用人数 （年間延べ）	—	—	—	—	—
⑧妊婦健診事業		年間延べ	11人	13人	14人	15人	15人
⑨乳児家庭全戸訪問事業		実人数	12人	8人	9人	9人	7人
⑩養育支援訪問事業		年間延べ	4人	2人	19人	71人	68人
⑪利用者支援事業		年間延べ	—	—	—	—	—
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		年間延べ	—	—	—	—	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		年間延べ	—	—	—	—	—

（資料：子ども・子育て会議報告）

その他、上松町の子どもに関する支援の状況

事業名	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室	登録人数	109人	114人	108人	97人	102人
日中一時支援事業	登録人数	16人	16人	20人	18人	12人

※ 登録者が重複している場合があります。（資料：町で算出）

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

■アンケート調査結果から見る、子ども・子育てに関する現状と意向

アンケート調査の目的について

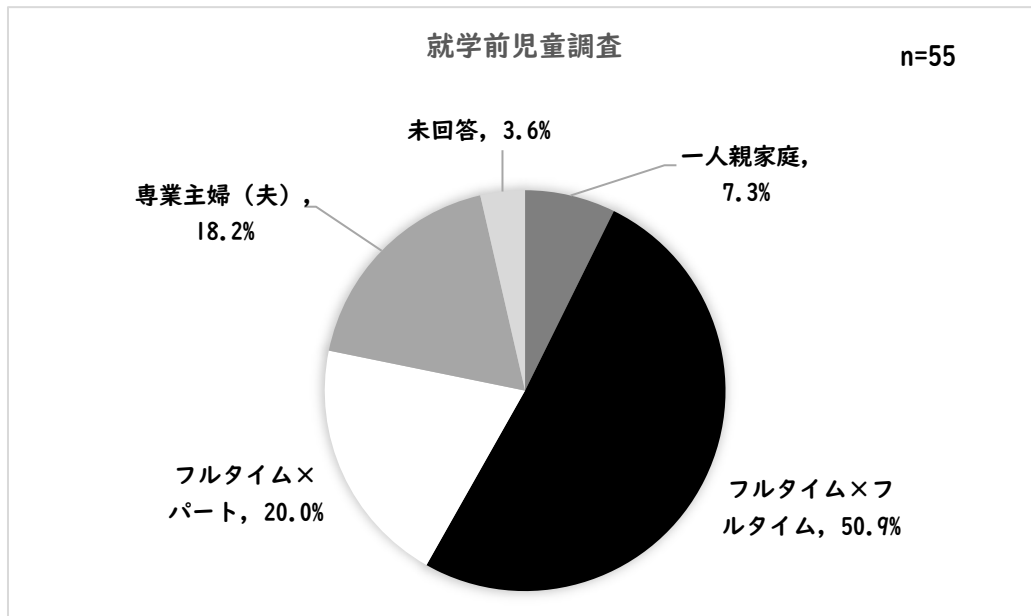
「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「上松町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査設計

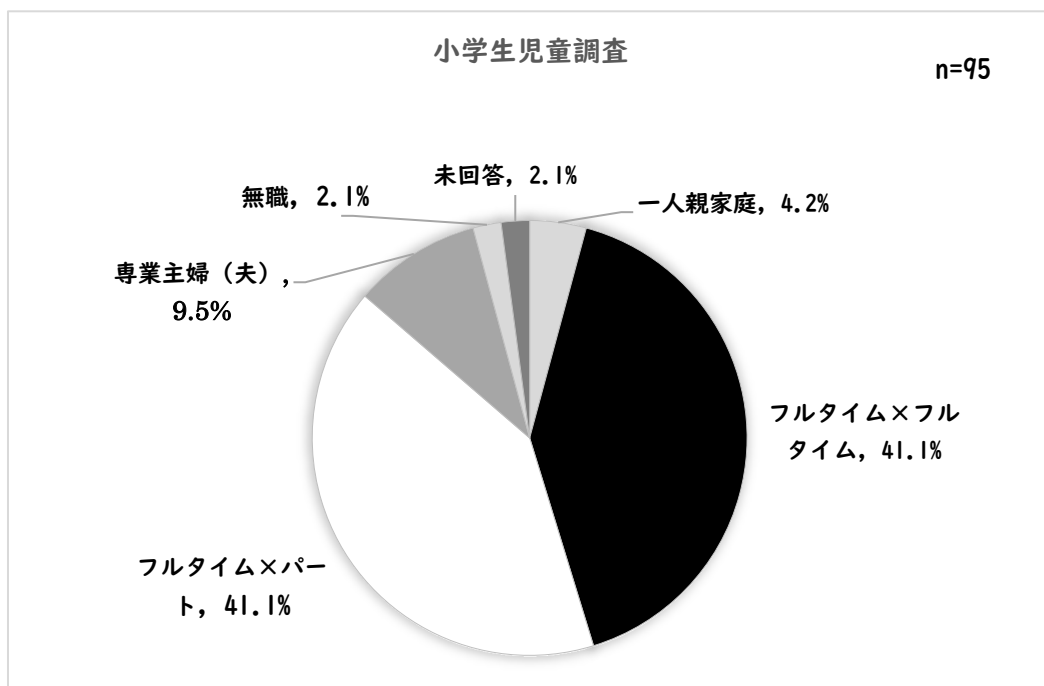
- (1) 調査地域 上松町内
 - (2) 調査対象 就学前児童調査 町内に在住の未就学児童の保護者
小学生児童調査 町内に在住の小学1～6年生の保護者
 - (3) 回収数 就学前児童調査 55 人（回収率 72%）
小学生児童調査 95 人（回収率 66%）
 - (4) 調査方法 郵送による配布・封書郵送またはインターネットによる回答
 - (5) 調査時期 令和6年6月～7月
 - (6) グラフの表記に（n）が出てきますが、該当する質問に対しての回答数のことです。
 - (7) グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。
-

(1)就労状況について【全家庭対象】

父母の就労状況から、5つのカテゴリに分けてグラフにしています。フルタイム×フルタイムの割合が半分を占め、フルタイム×パートタイムと合わせると就学前児童をもつ保護者の内、約7割が共働きであることが分かります。



小学生児童をもつ保護者の就労状況は、共働きの家庭が8割を超えています。

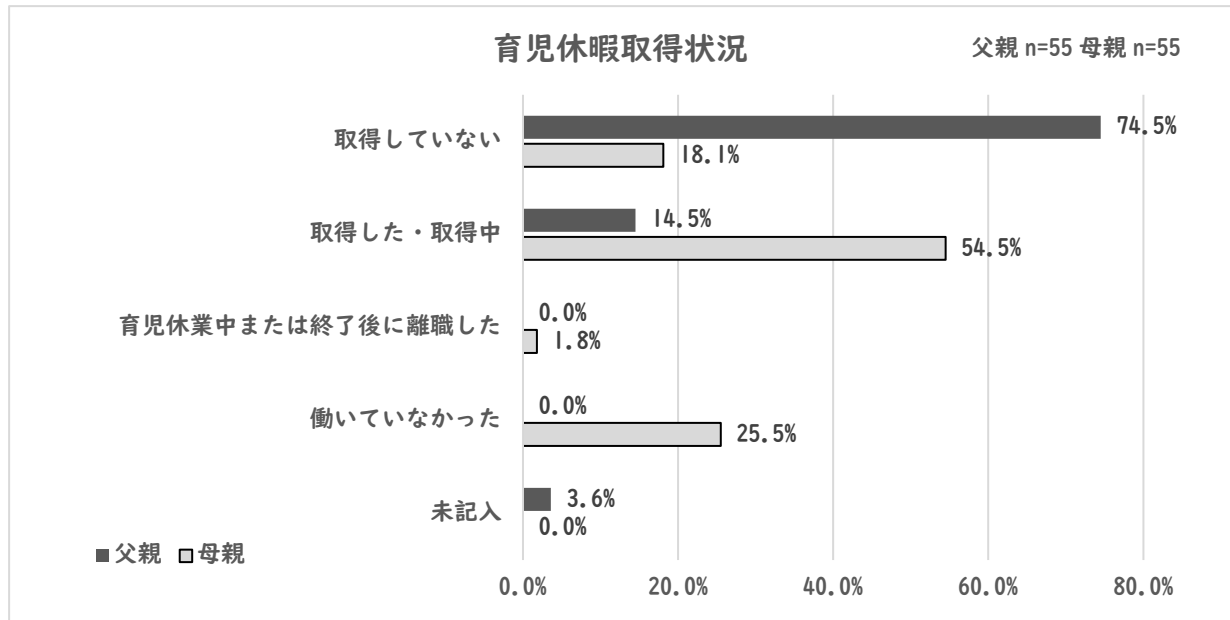


(2) 育児休暇について

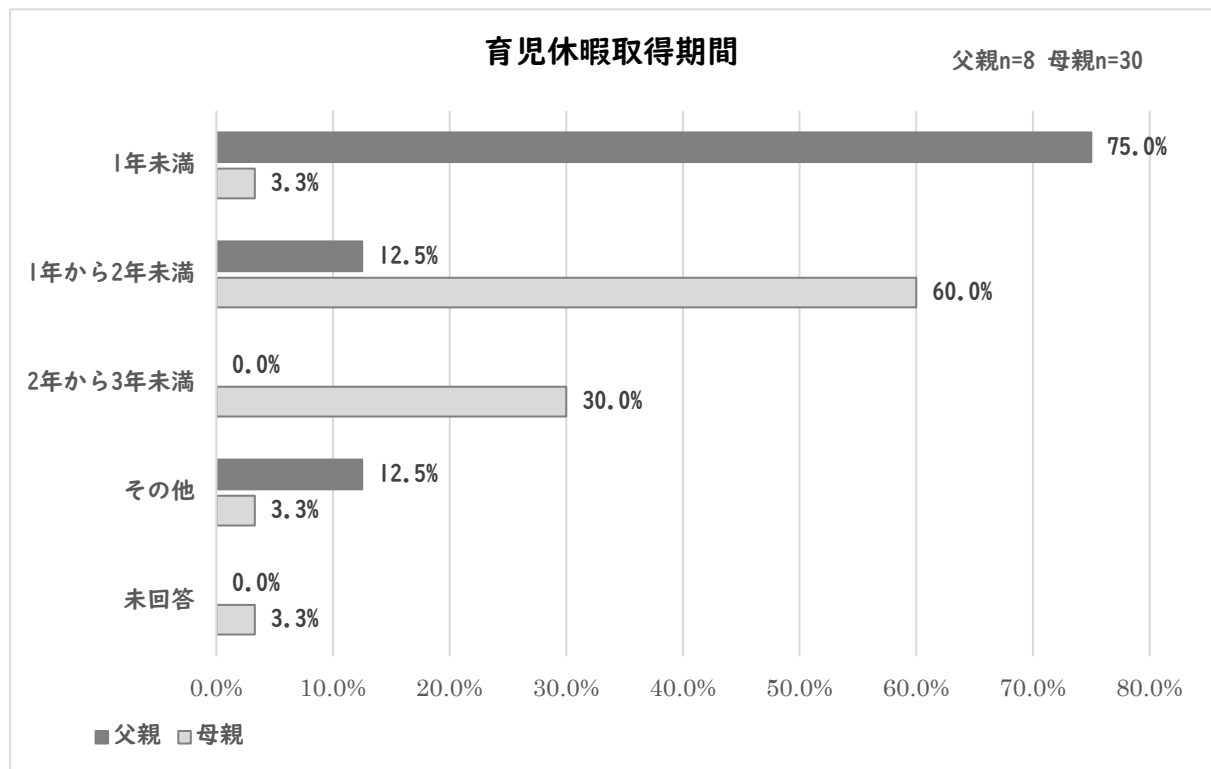
【就学前児童調査】

■育児休暇は取得しましたか

少数ではありますが、父親の育児休業取得者も前回調査から増えています。



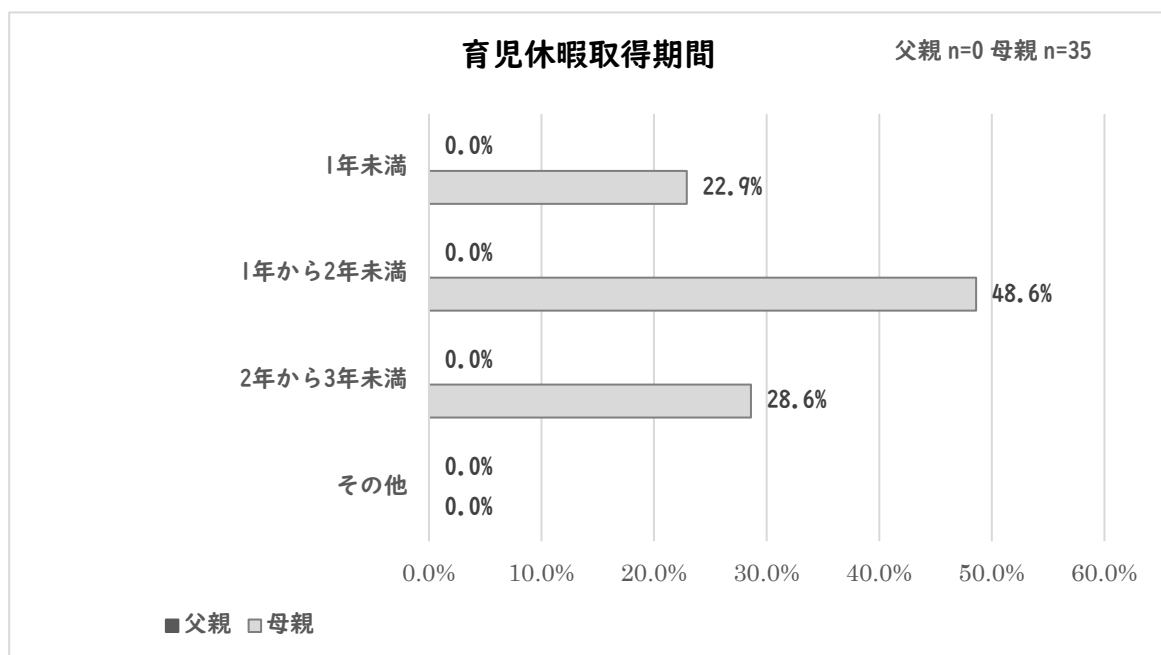
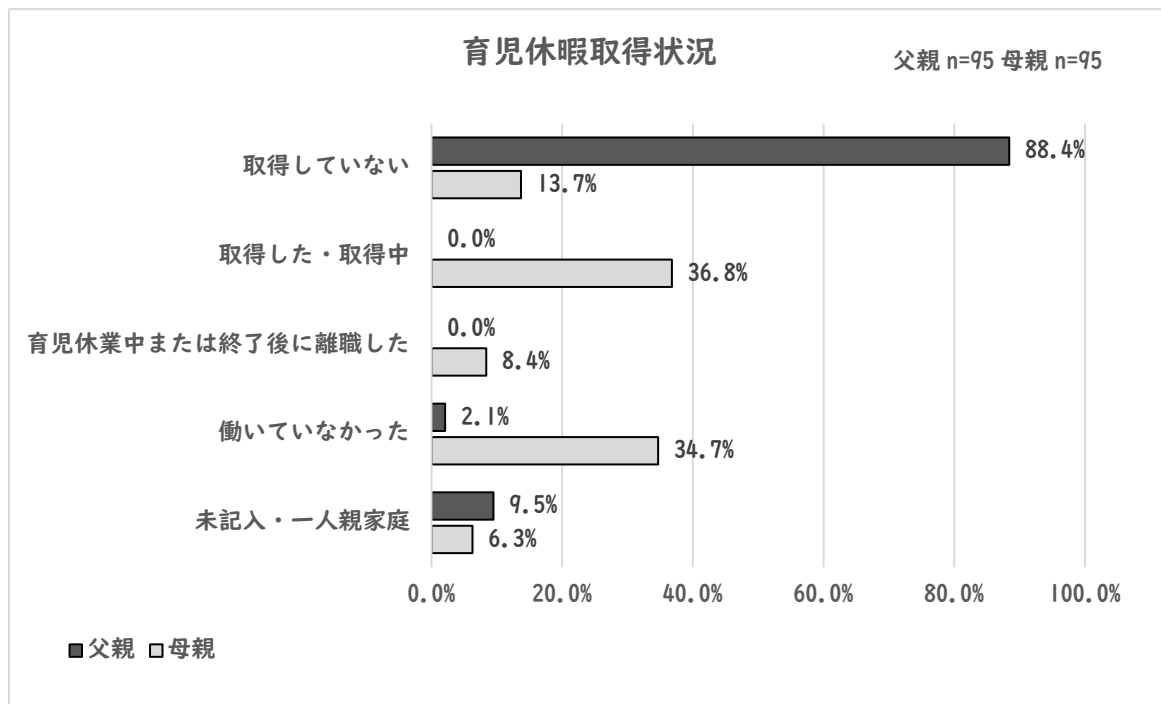
男性の育児休暇の取得期間は1年未満が最も多く、女性の育児休暇取得期間は2年未満が6割となっています。



【小学生児童調査】

■育児休暇は取得しましたか

育児休暇を取得した、または取得中は未就学調査より低くなっており、父親の取得者もいませ
んでした。

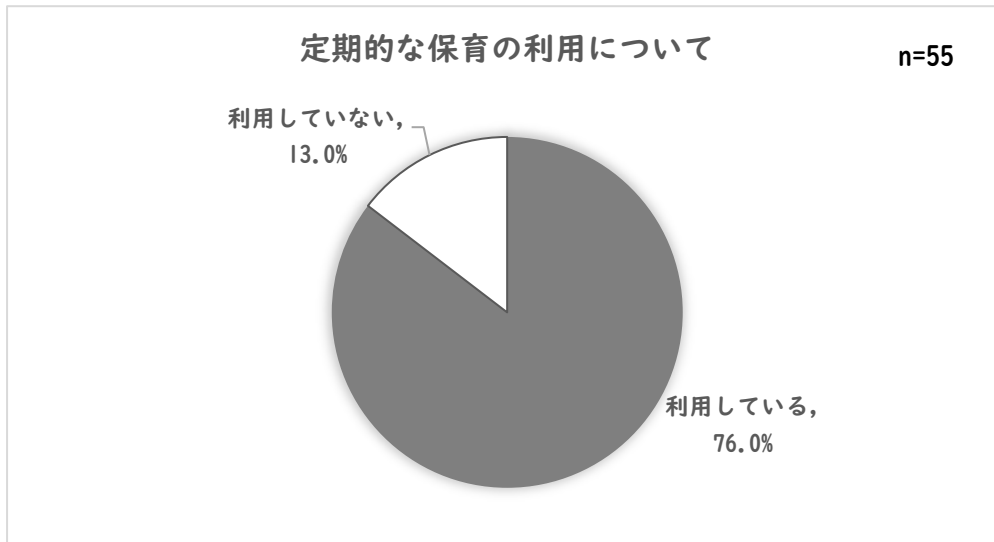


（３）定期的な教育保育の利用について【就学前児童のみ】

■認可保育所、事業所内保育施設、その他事業の定期利用について

就学前児童の中で定期的な教育・保育を利用している家庭が76.0%あります。

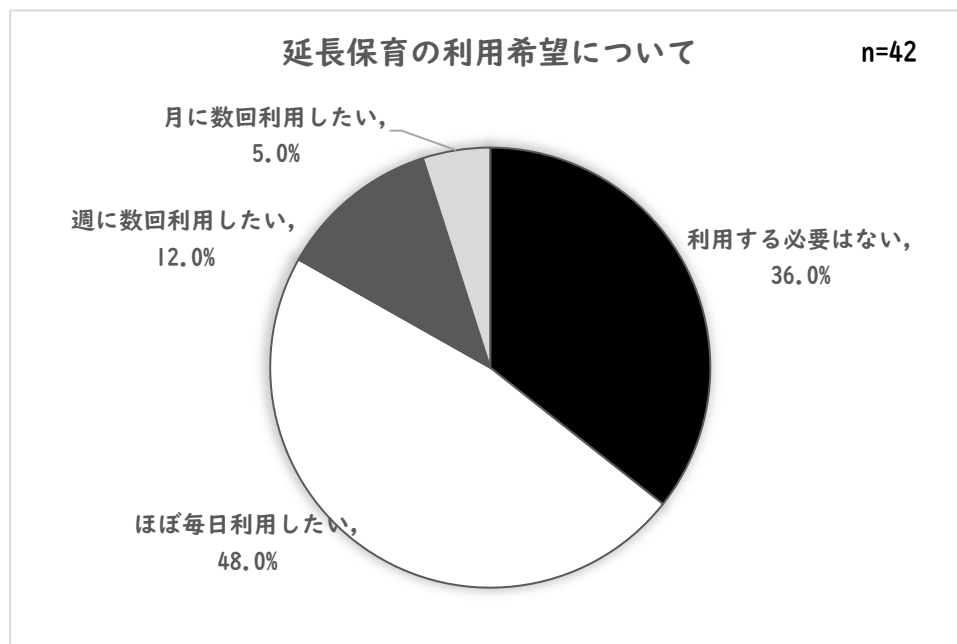
また、利用先としては全員が認可保育所（上松保育園）を利用していました。



時間外保育の利用希望について【就学前児童対象】

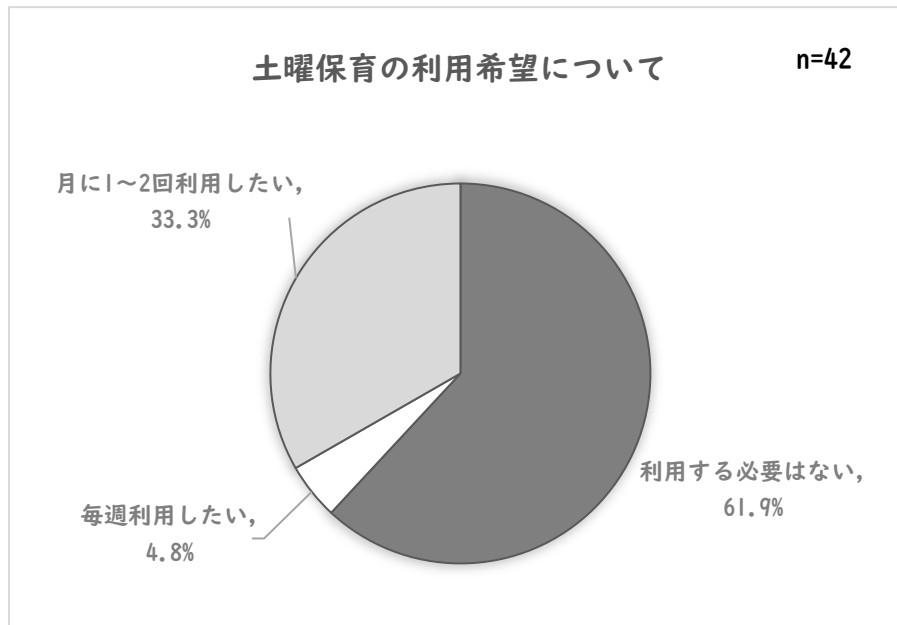
■平日の延長保育の利用希望について

約半数がほぼ毎日利用したいと答えており、週に数回利用したい、月に数回利用したいを合わせると65.0%以上になりニーズが高いことが分かりました。



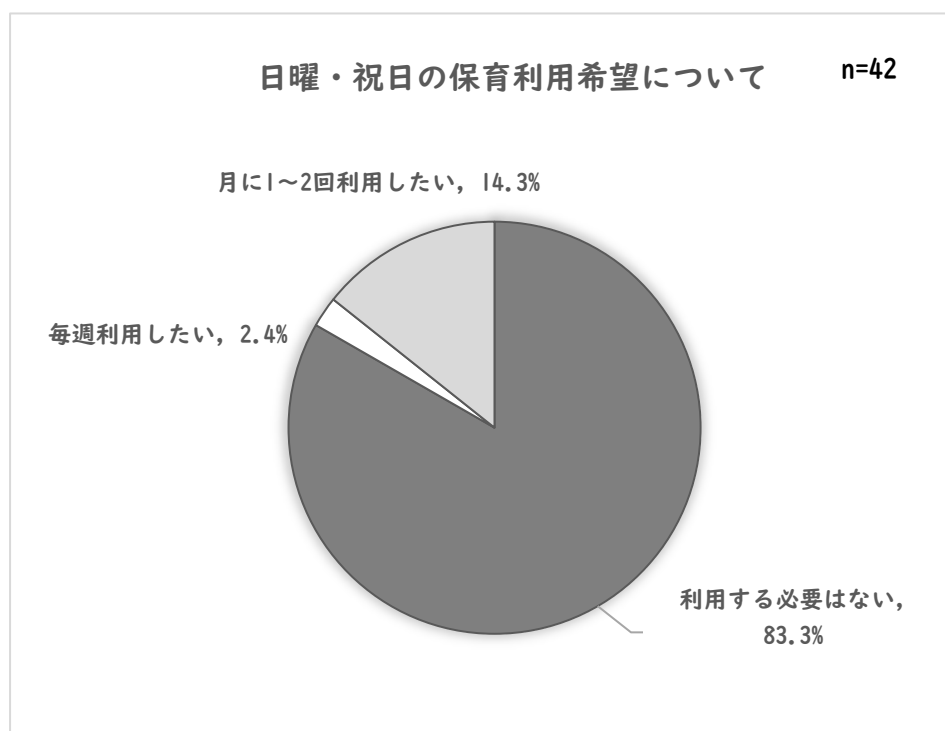
■土曜保育の利用希望はありますか

土曜保育については「利用する必要はない」が61.9%、「利用したい」と答えた家庭が38.1%となっています。



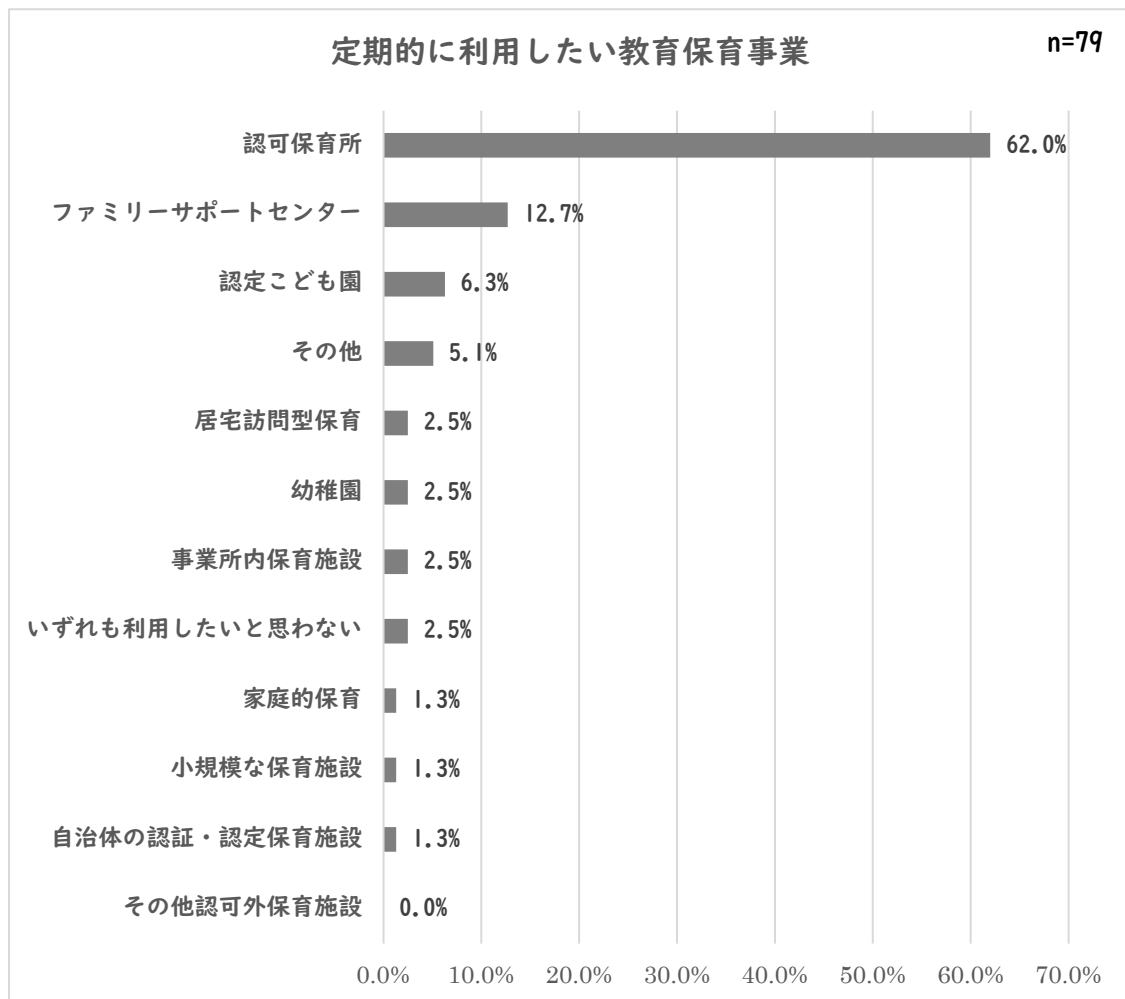
■日曜・祝日の保育利用の希望はありますか

日曜・祝日の保育利用希望については83.3%が「利用する必要はない」と答えており、「利用したい」と答えた家庭は16.7%でした。



■定期的に利用したいと考える教育・保育事業をお答えください

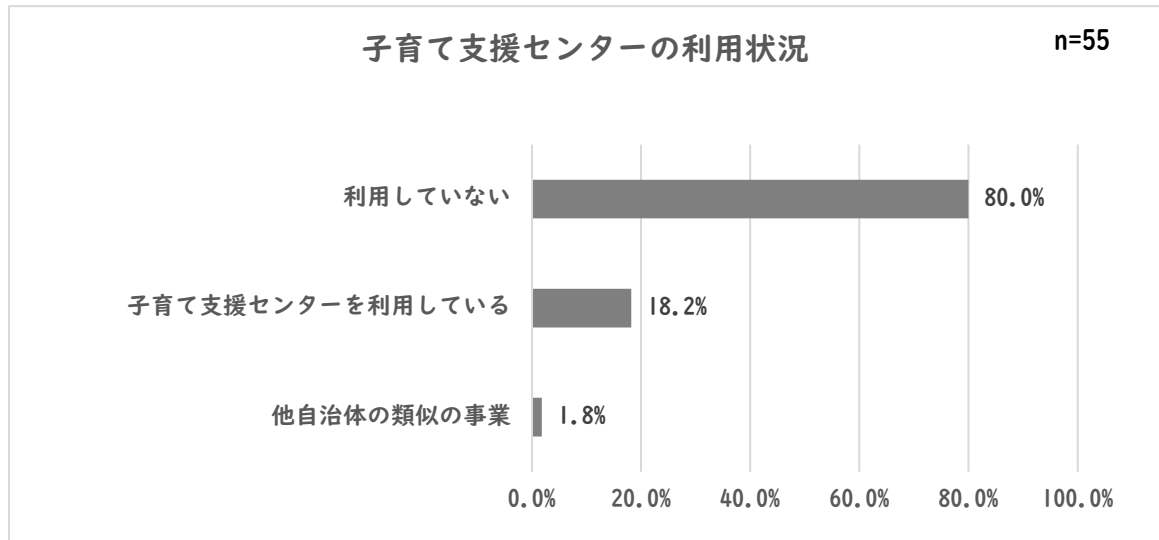
今後定期的に利用したい教育・保育事業については「認可保育所」が62.0%と最も多く、次いで「ファミリーサポートセンター事業」が12.7%でした。前回の調査で2番目に多かったのは「利用しない」でしたが、今回の調査ではファミリーサポートセンター事業、認定こども園、居宅訪問型保育などが続き、保育園以外にもサポートを必要としていることがうかがえます。



（６）地域子育て支援拠点事業

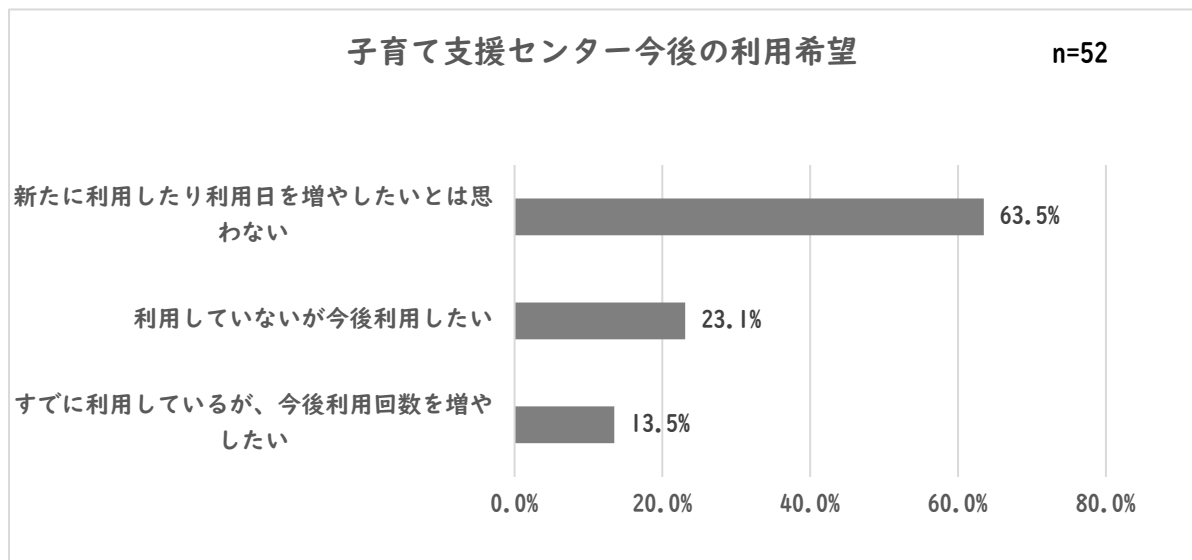
■子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点事業を利用していますか

子育て支援センター対象者のおよそ８割が保育所に入所しており、「利用している」と答えた人は18.2%にとどまっています。



■子育て支援センターを今後どのように利用したいですか

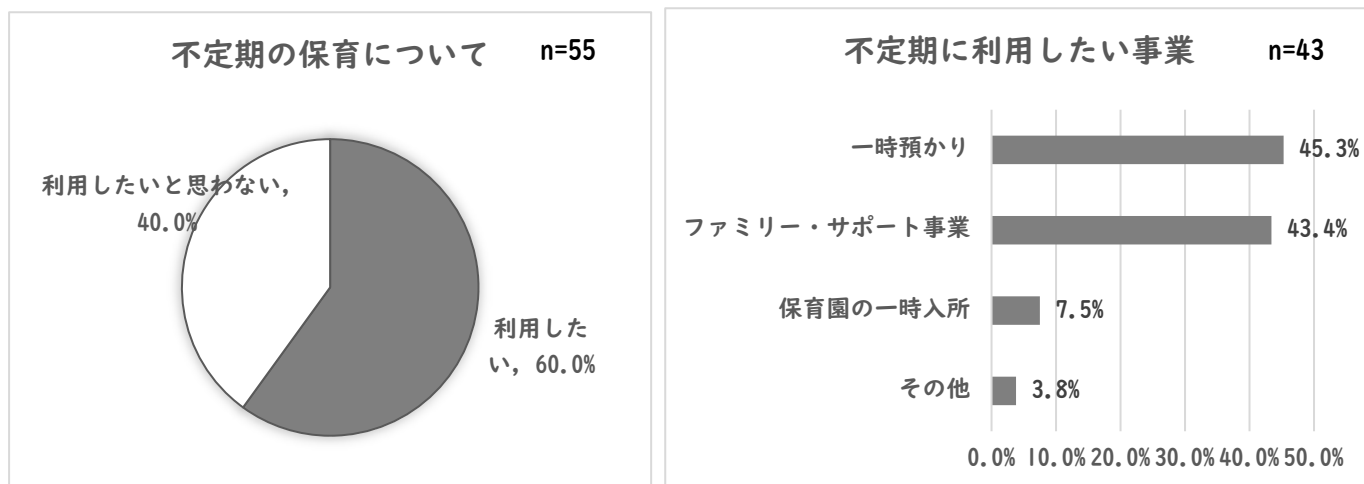
利用したいと思わないが63.5%と大半を占めていますが、「定期的な保育を利用していない」者のうち子育て支援センターを「利用したい（していきたい）」と答えた者はおよそ８割でした。



（７）不定期の保育利用について

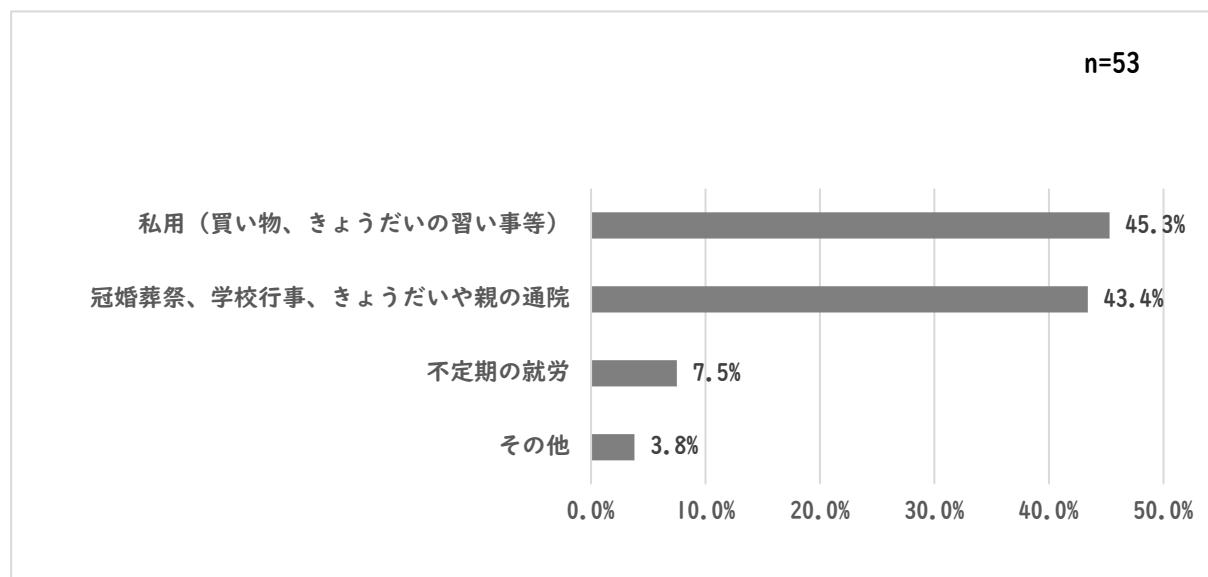
■日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に教育・保育事業を利用したいと思いますか

「利用したい」と答えた人が半数を超えており、ニーズがあることがわかります。また、利用したい事業については一時預かり事業に次いでファミリーサポート事業があがっています。



■不定期の教育・保育事業を利用したいのはどのような時ですか

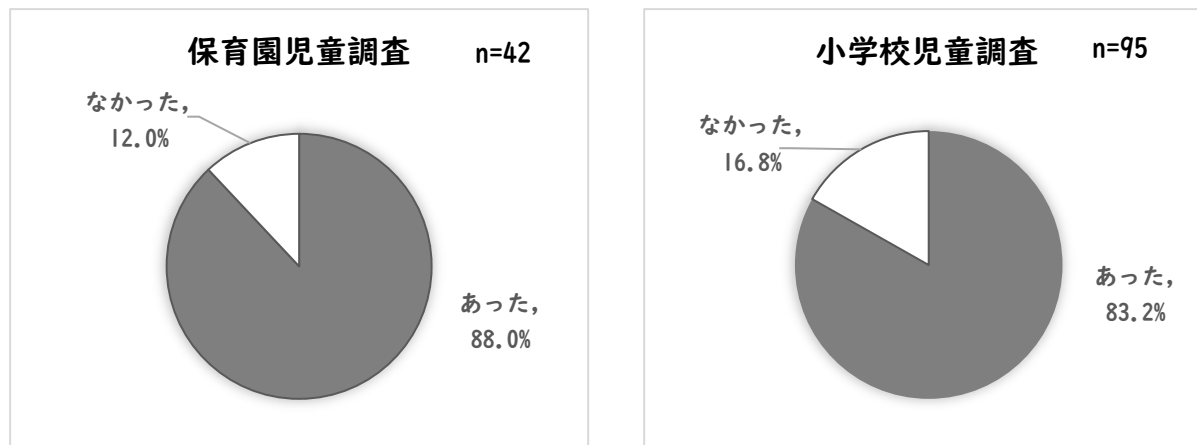
利用したい理由については下のグラフの通りです。



（８）病気の際の対応について【全家庭対象】

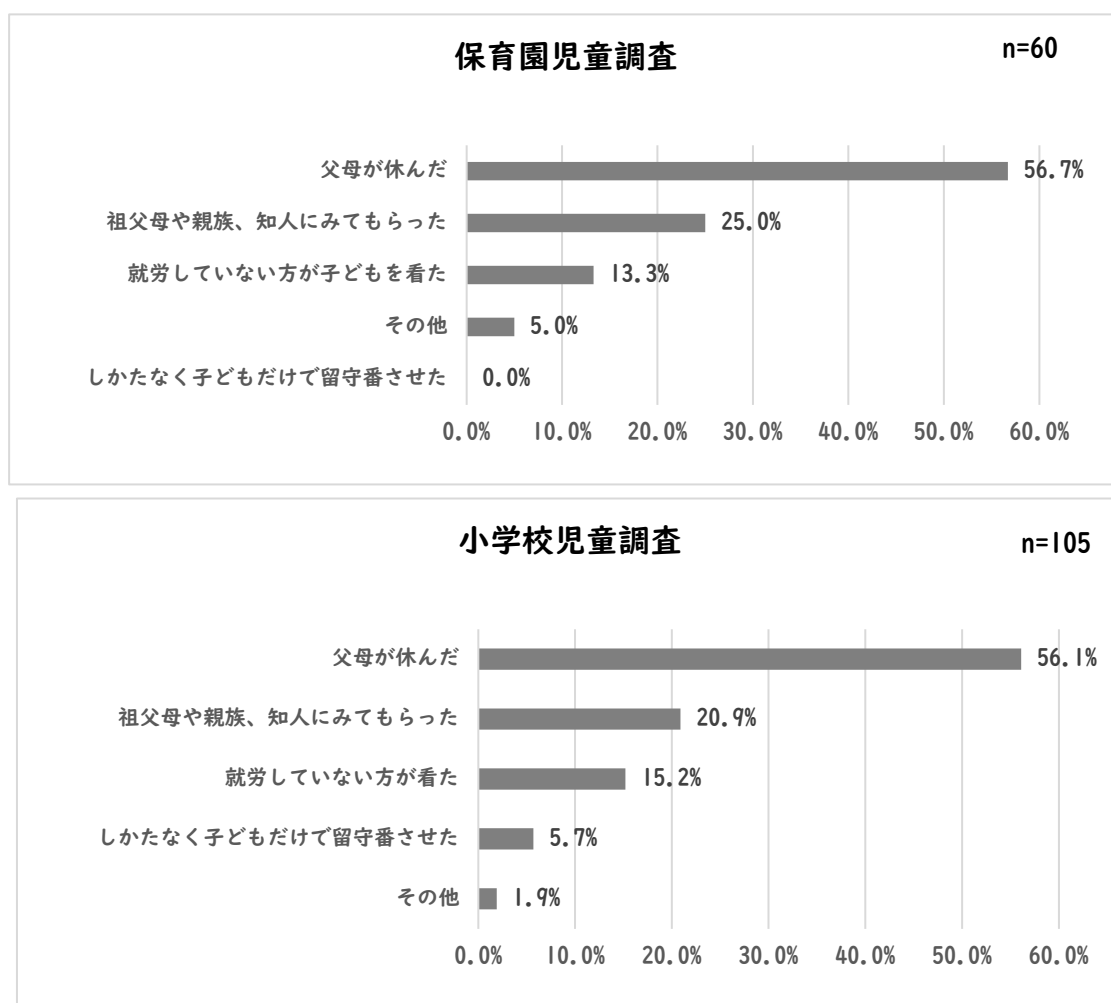
■お子さんの病気やケガで保育園や小学校を休まなければならなかったことはありましたか

この１年間の状況を聞いたところ、「あった」が８割を超え「なかった」を大きく上回っています。



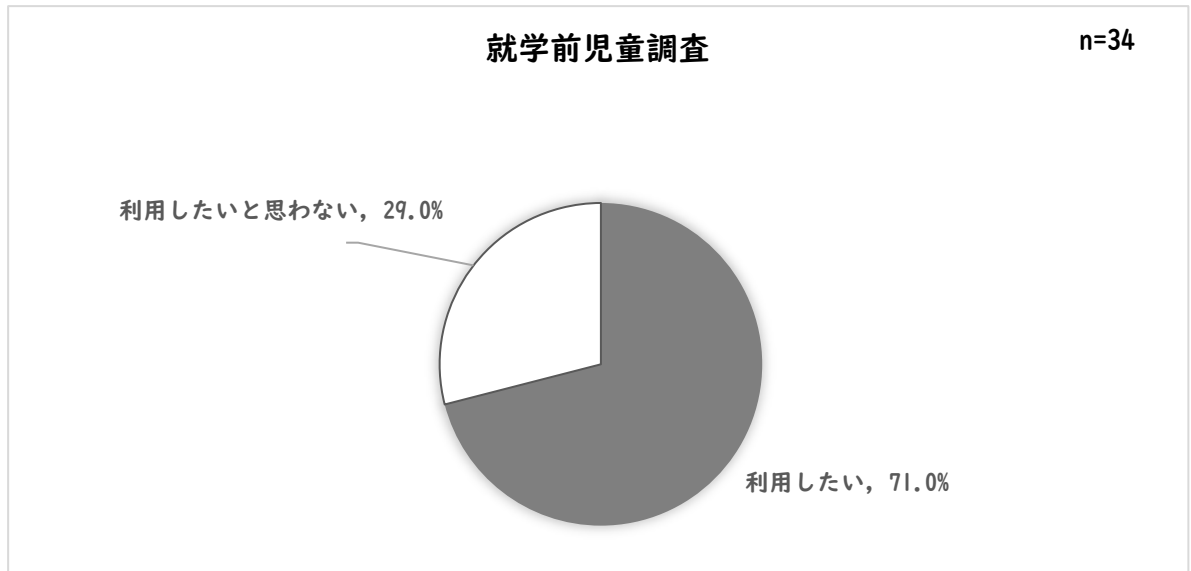
■お子さんの病気やケガで休んだ際、この１年間どうように対処しましたか

保育園や学校を休んだ際は「父母が休んで対応する」が最も多くなっています。

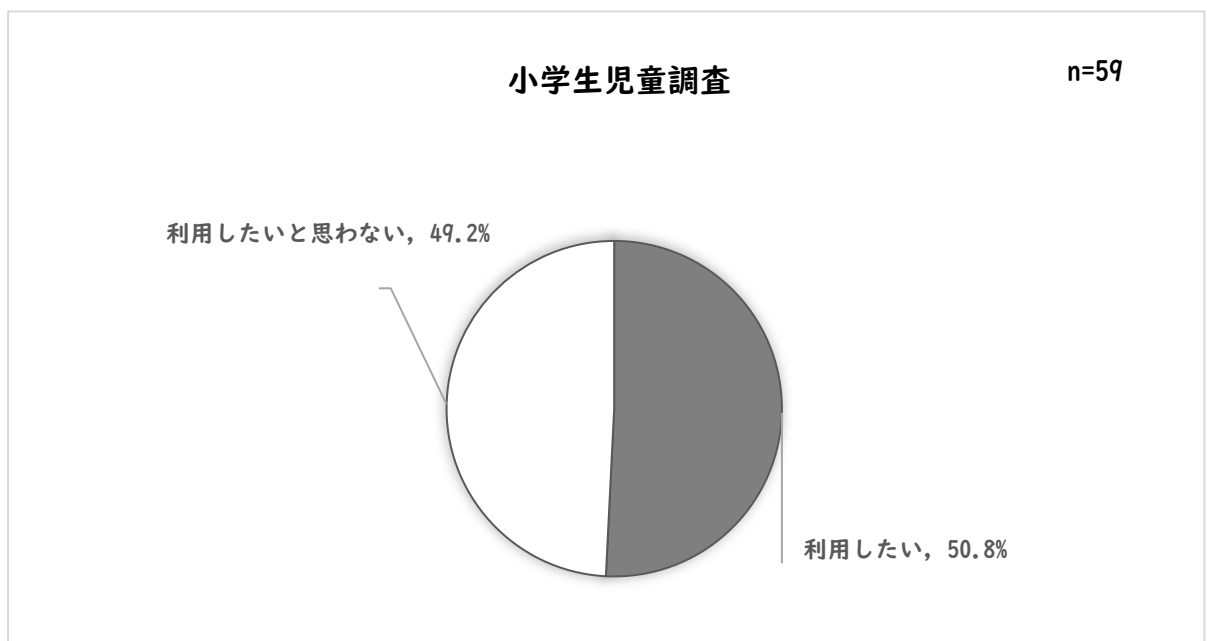


■病児・病後児保育があれば利用したいですか

父母が休んで対応したと答えた家庭に、病児保育について聞いたところ、利用したいと答えた家庭が半数以上ありました。



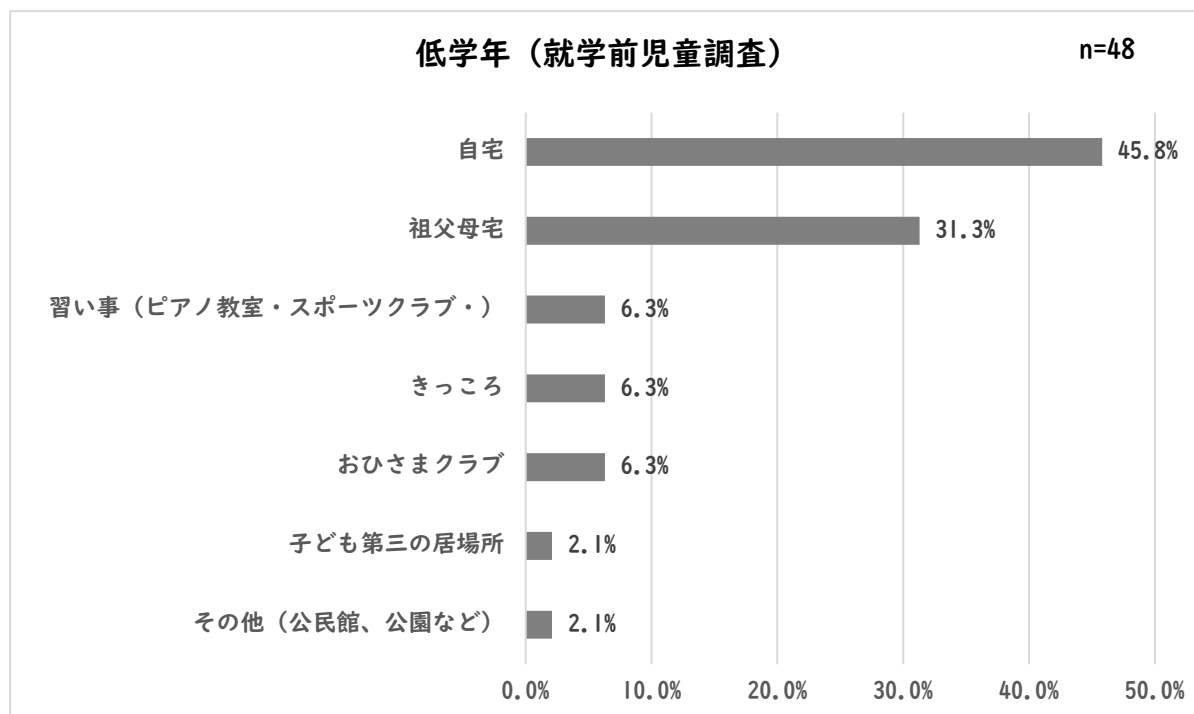
小学生児童調査においても、半数近くの50.8%が病児、病後児保育を利用したいと答えています。



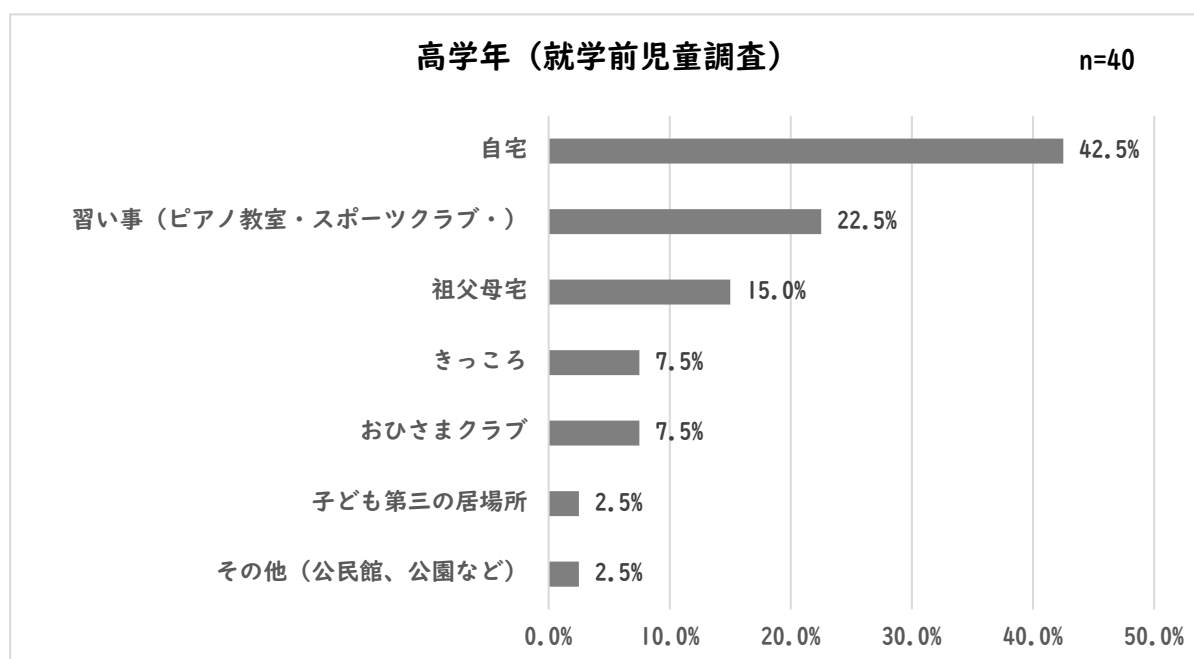
(9) 放課後の過ごし方について（年長～小学生児童のみ）

■お子さんが小学生になった時、放課後どのような場所で過ごさせたいと思いますか

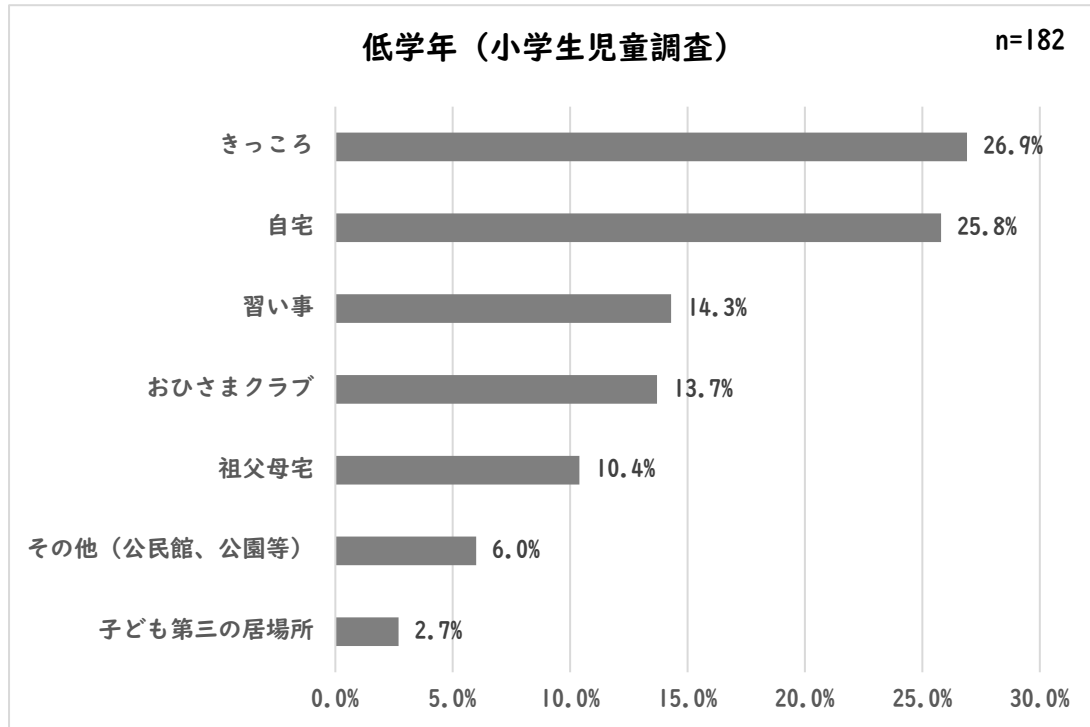
自宅と祖父母宅と答えた家庭が多くありました。



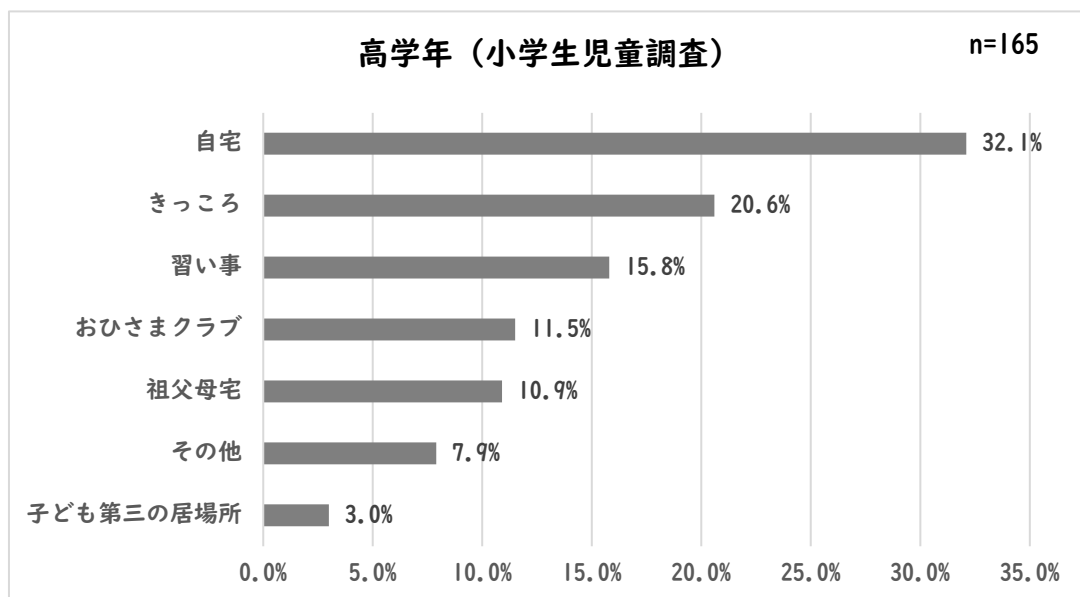
高学年になっても自宅が一番多く、習い事が上位にきています。



- お子さんは放課後どのような場所で過ごしていますか。また過ごさせたいと思いますか
「きっこう」を利用したいと答えた家庭が一番多く 26.9%、次いで「自宅」は 25.8%となっています。



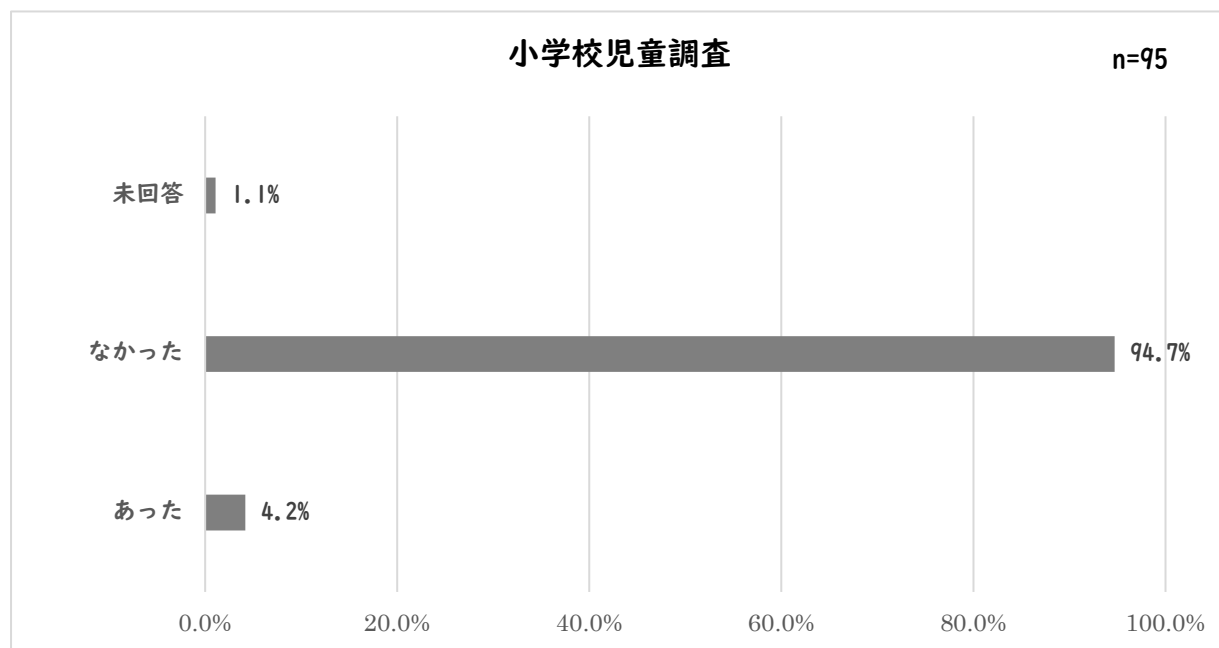
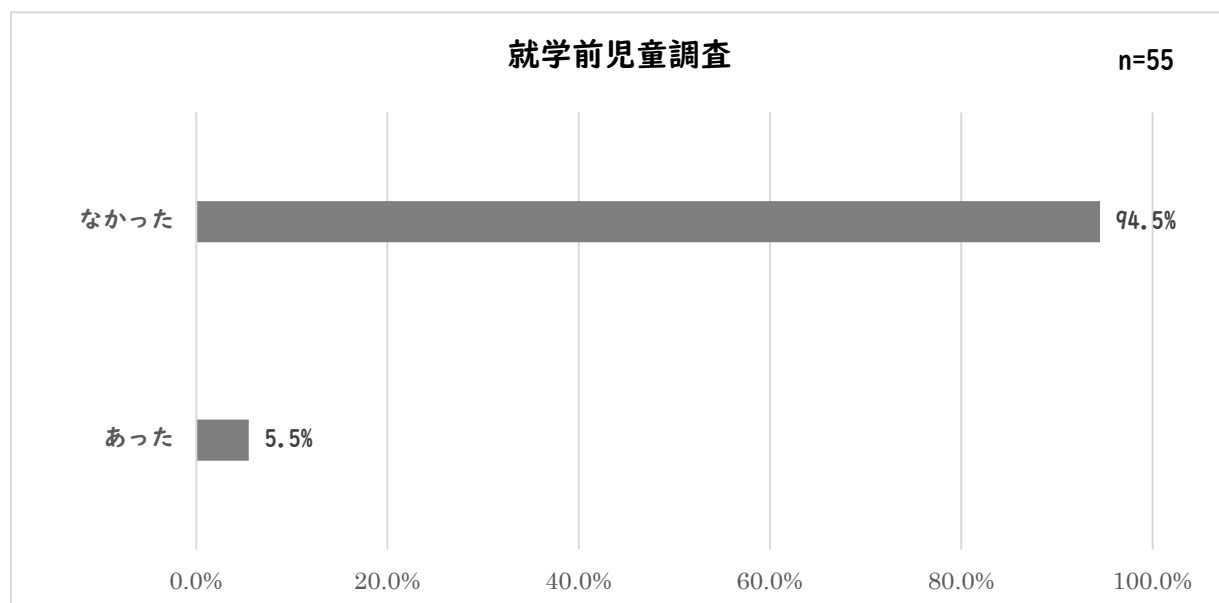
高学年になると、自宅で過ごしている（過ごさせたい）家庭が一番多く 32.1%、次にきっこうが 20.6%となっています。



（10）子育て短期支援事業（ショートステイ）について

■この１年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊りがけで家族以外の人にみてもらわなければならなかったことがあったか。また、その際ショートステイを利用したいと思いますか

就学前児童調査でも、小学生児童調査でも４～５％が「あった」と答えています。
そのうち、「ショートステイを利用したい」と答えたのは３名でした。



第3章 第2期上松町子ども・子育て支援事業計画の総括

1 第2期上松町子ども子育て支援事業計画の課題

本町の第2期計画の取組を見直し、特に改善すべき課題を抽出し、第3期計画に反映させていきます。

1. 地域における子育て支援の充実

■子育て支援センターサービスの充実

全ての子育て家庭への支援、親子の交流の場の提供、相談事業などを行っています。子育て支援センター事業の対象年齢の児童数が減少する中、利用状況の変化に合わせた事業内容の見直しが必要です。

■保育サービスの充実

養護、教育を一体的に行う保育を実施しています。3歳未満児保育の増加や、多様な保育ニーズへの対応のために、継続した職員の確保が必要です。

保育士の専門性、質の向上、人材育成のための研修の時間や人員の確保が課題です。

未就学児、小学生ともに、病児・病後児保育についての広域的な取り組みを視野に入れた検討が必要です。

放課後児童クラブでは、継続的な指導員の確保、開所日、開所時間等、利用ニーズ等への柔軟な対応が必要です。

■子育て支援のネットワークづくり

子育て世代へ向けた子育てに関する情報を、総合的に提供することが必要です。また、核家族化が進行する中、子育て世代と地域とのつながりづくりが課題です。

■子どもの健全育成

各機関や、地域の方に協力いただき、子どもの健全育成を推進しています。

放課後子ども教室と放課後児童クラブ、子ども第三の居場所の連携した取り組みの方法、また、特別な配慮を必要とする児童への各機関共通理解を持った対策等が課題となっています。

子どものインターネット利用の早期化が進んでいます。利用方法や情報モラルについて、親子で学べる機会の確保が課題です。

■地域における人材育成

子育てにかかわっていただけるような人材の不足が課題となっています。

■子育て支援における地域との交流

子どもたちの成長にとって地域とのかかわりは大切です。地域協働の子育て支援を充実させるために、さらなる交流の促進が必要です。

2. 子どもと親の健康の確保及び増進

■切れ目ない妊娠・出産・育児の支援、妊産婦・乳幼児への保健対策

母子保健における各種健診、訪問等を行っています。質の高い健康診断・訪問指導・保健指導等の実施のために、スタッフの確保、スキルアップが課題となっています。

子ども家庭センターと関係機関の連携を強化していきます。

子育てに困難を抱える家庭などへ、関係機関と連携した支援が必要です。一貫性のある支援が課題となっています。

■学童期・思春期から青年期に向けた心とからだの保健対策

学童期以降の子どもの心とからだの健康のために、相談や教育等の取組をしています。

子どもの命を守ることを第一とし、いじめなど、子どもとその家庭が直面する課題に関する相談体制の強化や、関係機関との連携強化が必要です。質の高い保健教育等のために、専門職の関りを継続していくことが必要となります。

■「食育」の推進

関係機関、地域に方の協力により、食に関する体験活動を通して食育を推進しています。

体験等の事業を行う際のスタッフの確保が課題となります。子どもを中心とし、保護者や大人を巻き込んだ推進が必要となります。

■小児医療の充実

各種給付事業を行っています。妊娠、出産、小児医療まで必要な医療が受けられる体制・環境作りを、医療機関や関係機関との連携を取りながら広域的に実施していくことが必要です。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■次代の親の育成

赤ちゃんふれあい体験等を通じて、次代の親の育成の取組をしていますが、乳幼児の減少により事業の方法を検討する必要があります。

■子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各機関、地域の方の協力により、子どもの心と、生き力を育てる取組を推進しています。取組みを継続的に行う必要があります。

■家庭や地域の教育力の向上

「早寝、早起き、おいしい朝ごはん」は、家庭、学校、地域が連携して取り組むことが必要です。

地域とともにある学校づくりの取組として、学校（空き教室）の地域への開放について検討が必要です。

祖父母世代、地域全体へ、現代の子育てを理解していただく取組が必要です。

■子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害環境チェック活動等を通じて、啓発活動や、地域全体で子どもを見守る活動を推進しています。活動の継続が必要です。

4. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

■児童虐待防止対策の充実

子どもの命を守ることを第一とし、児童虐待防止策、相談体制の強化、関係機関との連携強化が必要です。また、親の育児不安を和らげる取組みや、資源の整備、社会的養育を含めた取組みが課題です。

■ひとり親家庭・貧困や困難を抱える家庭への自立支援の推進

子育てに困難を抱える家庭が増えています。各種必要な支援の案内を積極的に働きかけることが必要です。

■障がい児施策の充実

子どもが社会に適応し、自分らしく成長するために、障がいの早期発見の取組と合わせて、保護者、子どもの気持ちに寄り添う支援を行うことが必要です。また、充実した支援のために専門職の確保が必要です。

医療的ケア児の対応に向けての検討、また、医療的専門性を持った職員の確保が課題となっています。

5. 安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくり

■安全・安心な子育て環境の整備

町で子育てをしたい、親子で住み続けたいと感じる町づくりのために、宅地や良質な住宅の整備が必要です。

子どもや親子が安心して遊べる場所の確保や、公園等の既存施設の整備が必要です。公共交通機関と協力し、子どもの通学方法を確保することが必要です。

■仕事と家庭の両立に向けた取り組み

働く女性が増えており、男性の積極的な育児参加、家事参加の啓発が課題です。育児休業の計画的な取得の推進のために、父親、母親共に周知、啓発活動が必要です。

■子どもの安全の確保

子どもの命を守るために、交通安全、防犯、防災について、各機関が取り組んでいます。今後も保育園・小中学校での継続した取り組みが必要です。

第3期上松町子ども・子育て支援事業計画について

第4章 計画の基本的な考え

1 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、全ての子どもや子育て家庭（障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む。）を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【子どもの育ちに関する理念】

乳幼児期・学童期・思春期の子どもの育ちの重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。

【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本計画では、上松町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとしています。

次世代育成支援行動計画の理念を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障し、「地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、安心して安全な環境で育つまち」という基本理念の実現を目指して計画に取り組んでいきます。

【基本理念】

地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、
安心して安全な環境で育つまち

上松町子ども・子育て支援事業計画のキャッチコピー

親も一緒に すくすく 子育て

子育ての土台は家庭にあります。子どもにとって、家庭はなくてはならないものです。
子育ては楽しいことばかりではありませんが、子どもの幸せのために親も頑張っています。
日々子育てをしていく中で、親も子も、ともに成長していきたいと考えます。

つなげよう ひろげよう 子育ての根

げんき^も森林^りもり ひのきっ子

一本の木が集まって大きく力強い森林となるように、ひのきの里・あげまつの町民一人ひとりが、子育て家庭を支え合い、地域の絆を築いていきます。その中で子どもたちに元気に育ってほしいと考えます。そしていつまでもひのきの里・あげまつが、子どもたちの心のふるさととなるよう、願っています。

㊤んしん ㊤んき ㊤ごころ ㊤ながら

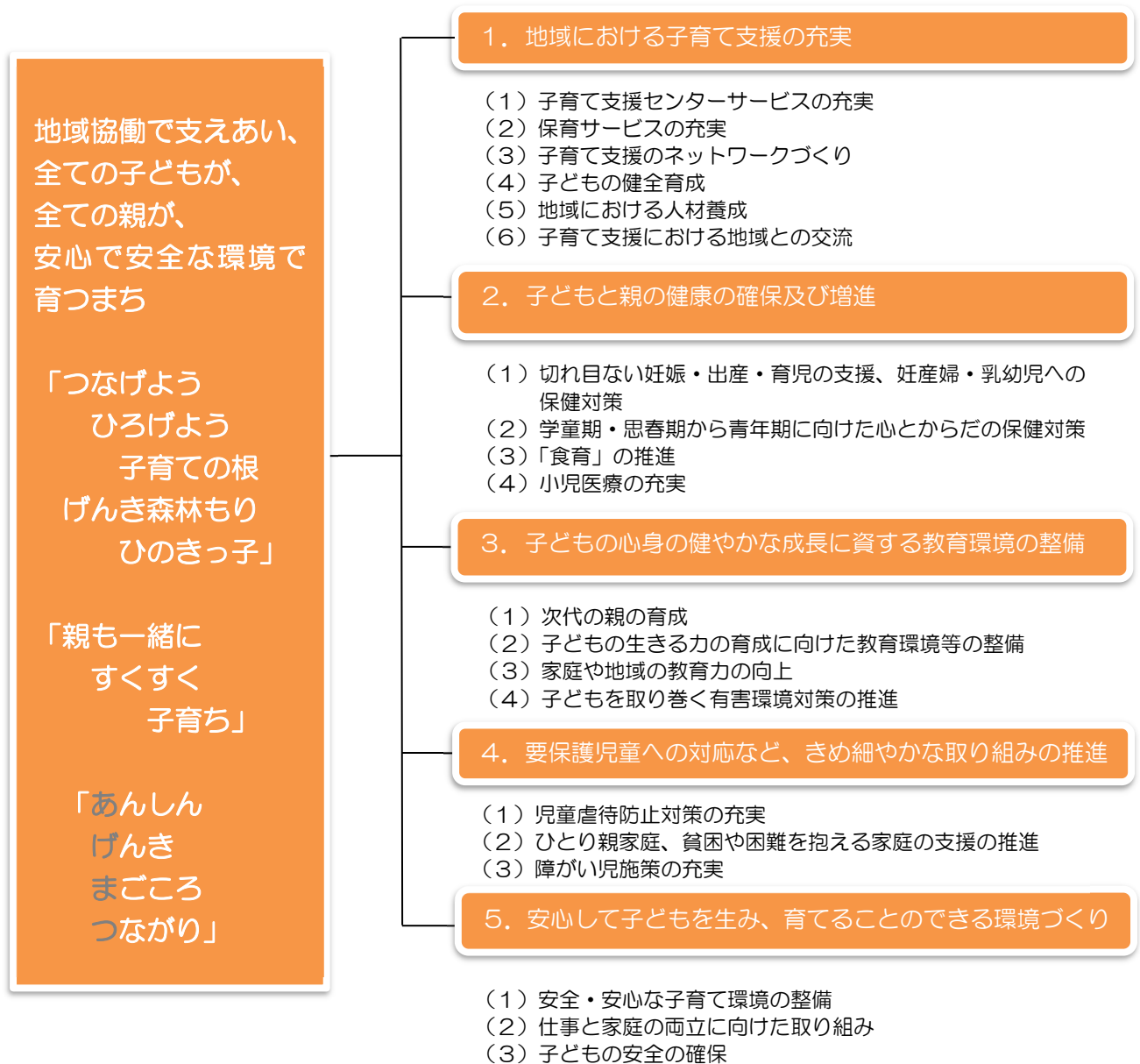
安心して子育てができ、子どもが元気に育つ町を目指します。

地域全体がまごころでつながり、子育て世代の応援ができる町づくりを願っています。

本計画では、基本理念を実現するために、こども大綱の指針に基づき、また、これまでの子ども・子育て支援計画の方針を継承して以下の3つを町の基本方針とします。

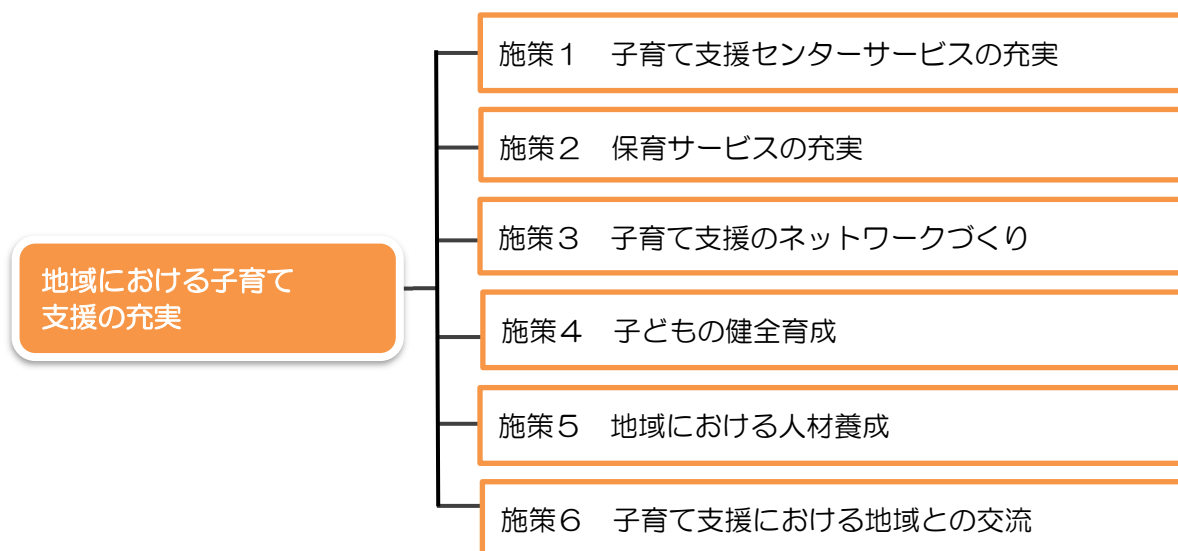
3 第2期上松町子ども・子育て支援事業計画の目標と施策

こども計画の施策の体系は下表の通りとなっています。



4 基本目標と分野別施策の展開

■目標1 地域における子育て支援の充実



施策1 子育て支援センターサービスの充実

全ての子育て家庭への支援、親子で気軽に遊んだり、交流したりできる場所を提供するとともに、質の高いサービス提供の推進を図ります。

施策事業	具体的な内容
子育て支援センターにおける支援サービス	- 親子の仲間作りや育児支援、保護者のリフレッシュを目的としてセンターの開放や各種企画行事を実施する。 - 保護者のリフレッシュ等、理由を問わず未就園児の一時預かり事業を行う。 - 育児相談を実施し、開放時や行事などを含め保護者の悩みや相談に応じ、場合により保健師や専門機関へつなぐ。また、支援センター利用のない家庭を訪問し、家庭の様子を知る。 - 質の高いサービスを提供するために、スタッフの研修の機会を確保する。 - 安定したサービス提供のために、継続したスタッフの確保に努める。 - 利用状況の変化に柔軟に対応し、利用しやすい支援センター事業の推進に努める。

施策2 保育サービスの充実

養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を活かし、質の高い保育の提供、多様な保育ニーズに対応するよう努めます。

施策事業	具体的な内容
保育園の運営	• 保育目標に向かって、各年齢で目標を立て、養護と教育の両面から保育を行う。 • 園児の年齢に則した行事内容を考え、計画的に行事を行う。 • 自己評価を行い、その反省をもとに保育を行う。 • 子どもの健康及び安全確保などのため、常に施設点検等を行う。感染症予防のため衛生面に配慮する。
多様な保育需要に応じた保育サービスの提供	• 保育時間以外の保育（長時間保育）、3歳未満児保育、一時保育を実施する。 • 個々の特性に応じた保育や障がい児保育を実施し、必要に応じて加配保育士を配置する。 • 特に必要が認められる場合に、休日保育を実施する。 • 多様な保育需要に対応するため、保育士の増員に努める。 • 子どもの状況に応じた保育を実施するために必要な関係機関との連携をとる。 • こども誰でも通園制度の実施（令和8年度より） • 病児・病後児保育について、広域的な取り組みを視野に入れて検討を行う。 • 放課後児童クラブは、就労などにより家庭に保護者がいない小学生に対し、家庭に代わって保育を行う。開所日、開所時間等、利用ニーズに柔軟に対応する。また、継続的な指導員の確保に努める。
保育士の資質・専門性の向上	• 多様な家庭状況や保育需要への対応や、保育士などの資質・専門性の向上のために、園内研究や勉強会を実施する。 • 園外での保育研修会（公開保育、郡保育研修会、県保育大会、3歳未満児研修、発達障がい児への対応研修等）に積極的に参加する。 • 保育に携わる職員全員が研修に参加できるように時間、人員の確保に努める。

施策3 子育て支援のネットワークづくり

地域の社会資源を活かし、子育て世代と地域とのつながりづくりができるよう、情報提供やネットワークづくりに努めます。

施策事業	具体的な内容
子育てに関する情報の提供など	- 母子手帳交付時に、子育てサービス一覧を配布する。転入時に年代に合った情報を提供する。 - 子育て支援センター事業案内を、対象家庭に配布する。 - 上松町公式ホームページ等を活用し、子育てに関する情報を総合的に提供できるように努める。

施策4 子どもの健全育成

「どこの子どもも地域の子」として、地域の人たちが協働して子どもたちの健やかな成長を応援します。

施策事業	具体的な内容
学校運営協議会による地域と連携した小・中学校運営	- 学校運営協議会を令和6年度より発足。地域の願いを上松小学校、上松中学校の運営に反映することを目的に活動する。 - 年間の教育活動を振り返り、評価する。 - 学校と地域住民が連携して学校運営に取り組む、という「国型コミュニティースクール」の良さを生かして活動する。
地域の協力による子どもの健全育成	- 小学生向け公民館講座「もりの寺子屋」を実施し、地域住民の方に講師を依頼するなど、地域の大人や子どもと一緒に集い、学べる環境作りをする。 - 家庭、学校、地域全体で「公民館オアシス運動」「信州あいさつ運動」を推進する。 「ハローウッド事業」を実施し、上松町で出生した子どもへお祝い品として木製のおもちゃを贈呈し、木との触れ合いの機会を提供する。 - 学校や関係機関と協力して、インターネット等の利用について親子で学べる機会を確保する。
子どもの居場所づくりの推進	「放課後子ども教室」は小学校全児童を対象とし、安心して遊んだり宿題をしたりできる居場所を提供する。 「放課後児童クラブ」（放課後児童健全育成事業）は、就労などにより日中保護者がいない家庭に対し保育を行う。 - 子ども第三の居場所においては、子どもたちの生活・学習習慣作りを主とした支援を、各機関と連携し行う。

	- 各居場所とも、体験・交流活動、共通プログラムを実施するなど連携した取り組みの推進に努める。 - 特別な配慮を要する子どもへの対応に関する方策を、各分野の関係者が連携し、放課後活動についての共通理解をもって取り組む。 - 放課後や長期休みの子どもの居場所について、子どもや保護者がより利用しやすいものとなるよう検討していく。
--	---

施策5 地域における人材養成

多様な人材が町の子育て支援にかかわっていただけるように、各方面からの情報を収取し、連携に向けて調整していきます。

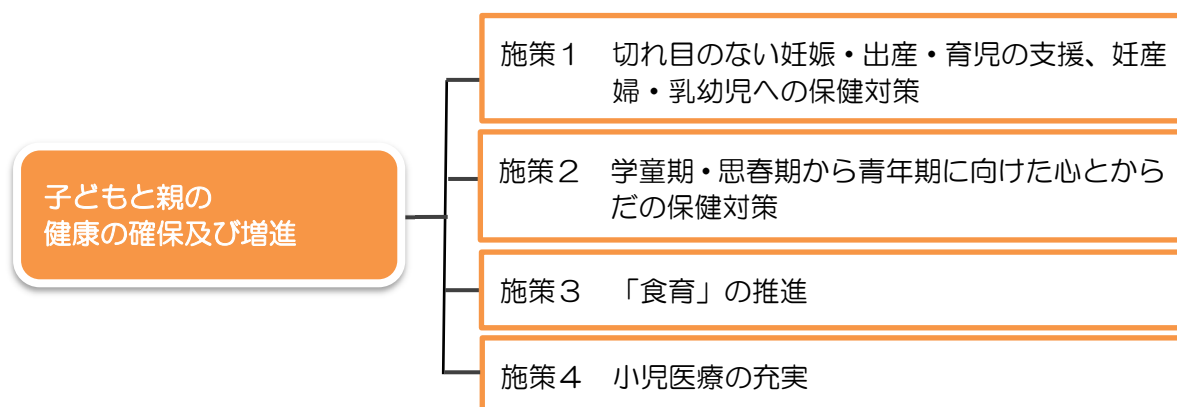
施策事業	具体的な内容
子育てにおける新しい人材の発掘・養成	- 子育てがひと段落した、経験豊富な世代、また、多様な人材が町の子育て支援にかかわっていただけるように、各方面からの情報を収取し、連携に向けて調整していく。 - 必要な研修会等への参加を支援する。
子育てに関する講座・研修などの開催	- 地域全体で子どもや子育て家庭を支援する観点から、広い範囲の方を対象に、研修会、子育てに関する講演会などを開催する。 - 子育てに関するボランティアの養成や支援を、関係機関と連携し行っていく。

施策6 子育て支援における地域との交流

子どもたちの成長にとって地域とのかかわりは大切です。地域協働の子育て支援推進のために、地域との交流を促進します。

施策事業	具体的な内容
地域との交流・世代間交流の促進	- 未就園児の親子を対象に、園の雰囲気味わい、園児と触れ合こと等を目的として保育園を開放する。 - 町シニアクラブと連携し、畑づくり等を通じた交流を行う。 - 町内の老人福祉施設を訪問し、歌や体操、ふれあい遊びによる交流を行う。 - 学校ボランティアの活動を通じて、地域の方と小中学生の交流を行う。 - 子ども食堂等の取組により、子育て家庭と地域との交流を行う。

■目標2 子どもと親の健康の確保及び増進



施策1 切れ目のない妊娠・出産・育児の支援、妊産婦・乳幼児への保健対策

切れ目ない支援、子どもや母親の健康確保のため、事業の継続実施と充実を図ります。

施策事業	具体的な内容
各種健診や訪問指導などのサービスの充実	- 母子手帳発行時の保健指導、支援に関するアンケート、母親学級 - 病院と連携した産前産後ケア - 新生児訪問、訪問指導、療育事業 - 乳幼児健診、5歳児相談 - 離乳食講習会、幼児歯の教室、親子遊びの教室 - 個別相談、育児相談、発達相談、巡回相談、受診支援 - 予防接種、視力検査、母子連絡会 - 伴走型支援 - 事業の内容と質を充実させていくためにも、スタッフの確保とスキルアップの推進を図っていく。
子ども家庭センターの充実	各機関との連携を図りながら事業を実施し、それぞれの子どもや保護者に適切な支援を行う。また、窓口の一本化についても検討していく。

施策2 学童期・思春期から青年期に向けた心とからだの保健対策

子どもの命を守ることを第一とし、子どもと、その家族が直面する課題に関する教育や相談体制、関係機関との連携を強化します。

施策事業	具体的な内容
産婦人科・小児科オンライン相談	産婦人科医、小児科医へのオンライン相談や医師、助産師のLINE相談を実施し、正しい子育ての記事の配信等で安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整える。
健康教育や性教育の推進	・ ライフデザインセミナーの冊子の配布を行う。 ・ 小学校・中学校で年齢に応じた性教育・助産師による「いのちの講話」を行う。 ・ 小学校全学年、歯科衛生士による歯科保健指導を行う。 ・ 質の高い保健教育のために、専門職とのかかわりを継続していく。
子どもの人権を守る	・ 相談体制、関係機関との連携を強化する。 ・ 上松町いじめ対策推進条例を基に、上松町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。 ・ 人権擁護委員による子ども人権相談の実施。 ・ 子どもの「いじめ問題・自殺防止」「人権侵害」に関する問題に目を向け、小学校・中学校と協働して児童・生徒・教員・保護者向けの講演会等を開催する。

施策3 「食育」の推進

子どもを中心に、保護者や大人も一緒に、食育を推進します。

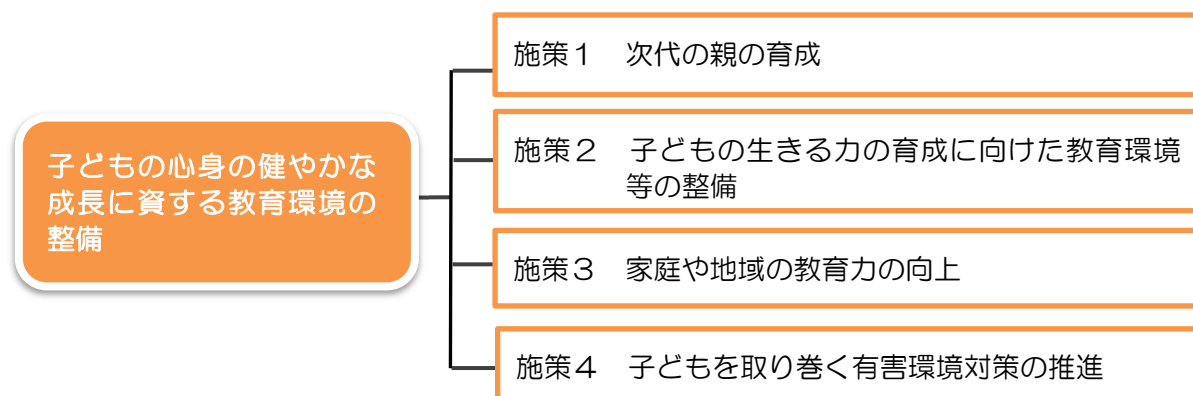
施策事業	具体的な内容
食に関する学習・体験活動の提供など	・ 食生活改善推進協議会、民生児童委員会、上松町特産品開発センターなどと連携し、食育に関する体験を行う。 ・ 子育て家庭へ、食育・生活リズムを中心とした町独自の資料の活用。 ・ 保育所においては、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、畑づくり等を通して収穫した食材を使って調理保育を行いながら、食に関心が持てるようにする。 ・ 献立表、おたより等を通じた食の情報の提供 ・ 特産品開発センターの協力による味噌作り ・ ほお葉巻作り等の郷土食へ関心を高める取り組み ・ 体験等の事業を行う際のスタッフの確保を行う。

施策4 小児医療の充実

必要な医療が受けられるように、医療機関や関係機関との連携をとりながら広域的に対応していきます。

施策事業	具体的な内容
福祉医療費支給事業	• 子どもの医療の支援として、町独自で18歳の年度末まで医療費の助成を行う。
育成医療の給付	• 身体上の障がいを取り除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療の給付を行う。（口蓋裂形成術、先天性耳奇形成術、肝臓腎臓移植術等）
養育医療の給付	• 未熟児で生まれ、入院養育が必要な乳児に必要な医療費の給付を行う。

■目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



施策1 次代の親の育成

次代の親の育成の取組を継続して行っています。

施策事業	具体的な内容
男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意義の理解	中学生を対象に、助産師の授業と赤ちゃん抱っこ体験「赤ちゃんふれあい体験」を行う。

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

関係機関との連携や地域の力を借り、子どもの心、生きる力を育てる取り組みを推進します。

施策事業	具体的な内容
子ども一人ひとりにあったきめ細やかな指導の充実	- 中学校の空き教室に校内教育支援センター（コネクトルーム）を設置し、集団に適應しにくい子どもの学びの保証に努める。 - 支援員の配置による、児童一人一人に合ったきめ細やかな支援を行う。
豊かな心を育む活動の推進	- 絵本講座「絵本とあそぼう」の開催。 - 町から節目ごとに本のプレゼント行う。 - 生後7カ月 ブックスタート - 小学校入学時 セカンドブック - 中学校卒業時 サードブック
キャリア教育の推進	小学校では、地域に働く方たちの工夫や苦労を学ぶ「地域学習」を行う。

	・ 中学校では、総合的な学習の時間を中心に、地域の方々や関係機関にご協力をいただきながら林業体験・職業体験・福祉体験・キャンパス体験を行う。
学校（空き教室）の地域開放	・ 空き教室を利用して、子どもたちが放課後に安心して遊んだり、交流・体験活動をしたりしながら地域の中で子ども達とともに交流の輪を広げていく活動、放課後子ども教室「きっこう」を行う。 ・ 地域とともにある学校のため、学校の地域への開放に向けて検討していく。
教育活動・教育環境、子育て支援の充実	・ 学校支援ボランティア等による学校環境整備活動など、地域の方々にもお手伝いいただきながら、草取りや草刈り、樹木の剪定など、教育環境の整備に努めていく。 ・ ゆうゆうクラブが小学生の体力テストや体育の学習サポートを行うなど、教育活動の支援をしていく。

施策3 家庭や地域の教育力の向上

地域や各機関の連携で、家庭や地域の教育力を向上し、子どもに帰す取り組みを推進します。

施策事業	具体的な内容
基本的な生活習慣を身につけるための教育の推進	・ 家庭、学校、地域が連携し、「早寝・早起き・おいしい朝ごはん」の取り組みを推進していく。 ・ 保護者向けおたより等で保護者への情報提供を行う。 ・ 乳幼児健診時に個別支援を行い、各事業を通じて推進していく。
地域と学校の連携、協力による「学社融合」の推進	・ 地域と学校の連携を推進する施策である「コミュニティースクール」を活用して、地域と学校が連携して、開かれた教育活動の推進を図っていく。 ・ 小学校では、ボランティアの方との交流や、地域文化の継承、しめ縄作り指導、クラブ活動の指導など行う。 ・ 中学生を対象としては、総合的な学習の時間に、地元の方に講師になっていただき、郷土料理や郷土芸能などの活動、林業体験学習などを行っていく。 ・ 公民館人材バンクの活用。
総合型スポーツクラブ「ゆうゆうクラブ」による子育て支援	・ 子育て支援センター親子運動教室、保育園運動教室、小学生運動教室などを実施していく。

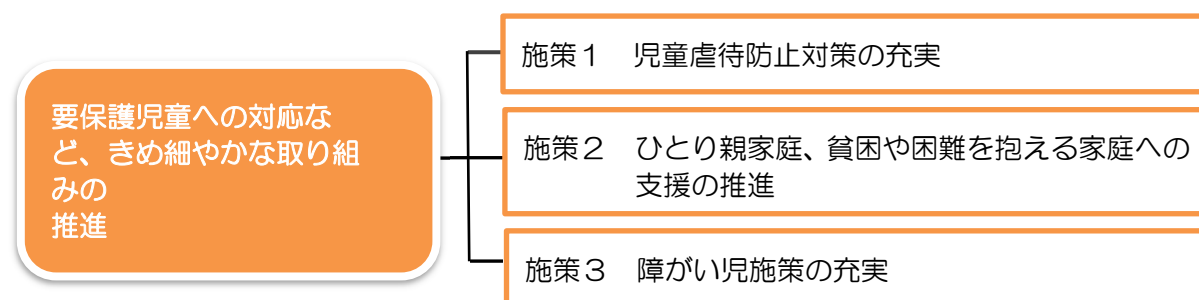
	親子で参加しやすい行事を開催し、運動を通じた親子のふれあいの機会を提供する。
ジュニアスポーツクラブへの活動支援	- 好きなスポーツを楽しむことができるよう、ジュニアスポーツクラブの活動場所の確保や助成など、全面的バックアップを行う。 - 新たなスポーツのサークル化、スクール化への支援を行っていく。 - 運動に苦手意識がある人でも楽しみながら運動能力の向上につなげられるように教室やイベントを見直し、誰もが気軽に参加できるよう働きかけていく。
家庭教育の推進	- 家庭の教育力向上のために、PTAと協力して講演会を行う。 - 小学校と中学校が連携して作成した「家庭学習の手引き」に修正を加えながら、望ましい家庭学習ができるよう、児童・生徒や保護者に働きかけていく。 - 祖父母世代、地域全体へ、現代の子育てを理解していただく取り組みを行う。 - 保育園の保護者の一日保育士体験の実施
家庭への支援	町保健師、多職種が連携し、相談等、学童期以降の子育て家庭への切れ目ない支援を推進していく。

施策４ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを有害環境から守るための取組を、地域全体で推進します。

施策事業	具体的な内容
性や暴力などに関する過激な情報などの有害環境の排除	- 青少年健全育成推進委員会との連携・協力により、啓発活動や、町内の有害環境チェック活動を行い、また、子どもの見守りをお願いする。 - 関係者による会議や研修等への参加、情報交換を行う。 - 保護者向けの講演会（ネット社会の弊害など）の企画を推進し、有害環境対策に取り組む。 - 長野県「子どもを性被害から守るための条例」賛同を遵守する。 - 誰もが自分らしく生きられる社会の実現のために、ジェンダーに対する正しい理解の促進を図る。

■目標4 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進



施策1 児童虐待防止対策の充実

子どもの命を守ることを第一に、虐待防止策の強化、相談体制の強化に努めます。

施策事業	具体的な内容
育児不安や虐待などに関する相談体制の整備	- 保健師、子育て支援センターに相談窓口を置き、随時育児相談受付、対応、相談先の紹介、家庭訪問など柔軟に対応し、相談体制の強化に努める。 - 母子手帳発行時、新生児訪問時に相談場所の周知を行う。 - 児童虐待防止月間などを活用し、町報紙、町ホームページ等で相談先を周知する。 - 個別相談や講話等を実施し、育児不安を和らげる取り組みを行っていく。 - 社会資源の整備、社会的養育を含めた取り組みの検討。
要保護児童対策地域協議会	定期的に関係機関と情報共有の機会を持ち、要保護児童、その家庭に対し、迅速な対応を行っていく。
子育て短期支援事業	- ショートステイ事業を木曽ねざめ学園へ委託して実施し、必要に応じて短期間子どもを保護する。 - 利用できる場を増やす取り組みをする。

施策2 ひとり親家庭、貧困や困難を抱える家庭への支援の推進

子育てに困難を抱える家庭の相談や支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
相談体制の充実、施策に関する情報提供など	- 保健福祉事務所との協力により、ひとり親家庭、貧困や困難を抱える家庭が相談しやすい体制を整え、家庭への情報提供を行う。 - 子ども家庭センターを中心とし、各機関の連携を強化し、支援体制の充実に図る。 - 寺子屋食堂などによる貧困家庭への支援の充実に図る。

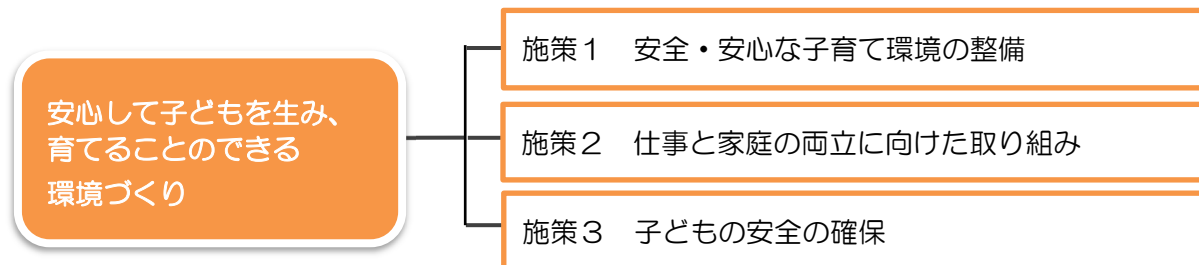
家庭への支援	- 生活援助が必要で、日常生活を営むことに支障がある家庭や、保護者の疾病等で家庭環境が整わない家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を、社会福祉協議会等に依頼して行う。 - ひとり親家庭等学習支援事業の実施に向けて検討していく。
--------	---

施策3 障がい児施策の充実

子どもが社会に適応し、自分らしく成長するために、障がいの早期発見の取組と合わせて、子ども、保護者に寄り添った支援に努めます。

施策事業	具体的な内容
子どもの特性の把握と障がいの早期発見、早期療育、治療	- 乳幼児健診の内容、発育・発達相談を充実させる - 各機関の連携により情報の共有を行う。 - 各種健診などで要フォローとなった場合の支援を丁寧に行い、必要により木曽子どもセンターでの療育や専門医療機関の受診、リハビリ等の機会を確保する。 - 定期的に健診を見直し、精度を上げるよう努める。 - 新生児聴覚検査助成の継続。聴力検査の継続。 - 子ども、保護者の気持ちに寄り添った支援を行う。
医療機関、療育機関などとの協力、連携	- 巡回相談、教育相談の充実 - 各機関との協力、連携 - 木曽こどもセンターとの連携 - 木曽障がい者総合支援センター「ともに」や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携しながら、発達・発育相談の機会を確保する。 - 保健・医療福祉分野とのコーディネートを実施する。 - 各機関の連携により、医療的ケアが必要な子どもへの対応について検討していく。
障がい児・者の日中一時支援事業	NPO 法人上松町こども未来会議に委託し、障がい児・者の家庭に代わり、日中の生活・活動の場を提供する。また、家族のレスパイトケアを行う。
障がい児・者の余暇支援	社会福祉協議会や上松町こども未来会議と連携し、アート活動やスポーツ活動に取り組む。

■目標5 安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくり



施策1 安全・安心な子育て環境の整備

町で子育てしたい、親子で住み続けたいと感じる町づくりのために、子育て世代への各種支援の検討、支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
子育て世代への経済的支援	・ 出産祝い金、商品券の支給、妊娠・子育て給付金、在宅育児世帯応援給付金の支給。 ・ 支援センター一時預かり一部無料券の支給。 ・ 保育認定の全園児保育料無償。 ・ 保育園、小中学校給食費無償。 ・ 就学祝い金の支給（小学校、中学校）。 ・ 転入者へのウェルカム祝い金の支給。 ・ 高校生通学費等助成。
子育て世帯に対する住宅の確保	・ 子育て世帯が優先して入居する定住促進住宅の建設、維持管理、宅地造成を計画的に実施する。良質な住宅の確保に努める。
安全な道路・交通環境の整備	・ カラー舗装などによる車道と歩道の区別の促進。 ・ 小学校・保育園付近の路面にゾーン30として、速度30キロ制限のカラー舗装をし運転手への注意喚起を行う。 ・ 保育園前の町道において、登園・降園時間に合わせて車両の進入制限を実施する。 ・ 公共交通機関と協力し、通学のための交通を確保する。
子どもの安全な遊び場所の整備	・ 子どもの安全な遊び場が確保できるように検討を行う。 ・ 休日に保育園の園庭を開放する。 ・ 町にある資源の活用、公園等の既存施設の整備と周知を行う。

施策2 仕事と家庭の両立に向けた取り組み

働きながら子育てをしている家庭が増えています。働く人だれもがワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、各方面から、働き方の見直しの取組を推進します。

施策事業	具体的な内容
好事例の収集・情報提供・啓発	- 仕事と生活の調和の実現のために、働き方の見直しや、多様な働き方に対応した、次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供をし、企業や働きながら子育てをしている方へ啓発を行う。 - 働く女性が増えており、男性の積極的な育児参加、家事参加啓発を行う。
産休・育休など制度の周知	- 母子手帳発行時に、働いている妊婦に対し、産前産後休暇、育児休業制度の説明、ワーク・ライフ・バランスの資料を配布し、説明する。 - 父親、母親共に、計画的に育児休業が取得できるように支援する。

施策3 子どもの安全の確保

交通、防犯、防災について、子どもの安全対策を推進します。

施策事業	具体的な内容
交通事故防止対策	- 乳幼児健診の際、事故防止に関するパンフレットを用いて説明する。 - 母子手帳発行時にチャイルドシートのパンフレットを配布。 - チャイルドシート購入費を助成する。
保育園・小学校・中学校における安全対策	保育園、学校の安全体制の整備を図るため、以下の活動を実施します。 【保育園】 - 安全計画に基づき訓練計画を作成、毎月の避難訓練や交通安全教育を実施する。 - 職員による施設の安全点検を実施する。 - 交通安全の日を設け、安全教育を行う。 - 年1回親子交通安全教室を開催する。 - 危機管理マニュアル、衛生マニュアル、給食危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、全職員に周知する。 - コドモンを活用し迅速に保護者や職員への連絡を行う。

	- 職員を対象に救急法講習会を行う。 - 保育園入園時に、交通安全啓発の黄色のメトロ帽子を配布する。 - 保育園の園外保育活動の際には散歩計画を作成する。 【小学校】 - 年間計画に基づき、年間3回の避難訓練、2回の交通安全教室、1回の防犯安全教室、1回の地震車体験を行う。 「安全の日」を毎月設け、職員が安全点検を行う。 - 危機管理マニュアルや、保健安全計画を作成し、それに基づいて全職員に周知徹底する。 - 保護者にはきずなネット・広報・学級連絡網などで、緊急連絡が全員に早めに伝わるようにする。 - 職員や保護者を対象に、救急法講習会を行う。 - 入学時、4年生進学時に、通学用ヘルメットを配布する。 - 登下校の安全確保として、ボランティアによる見守り、青色パトロールを行う。 【中学校】 - 年間計画に基づき、年間3回の避難訓練（うち1回は地震車体験または煙体験または消火器訓練）、1回の交通安全教室を行う。 - 職員が校内の安全点検を行い「安全点検カード」を月はじめに提出する。 - 危機管理マニュアルを全職員に周知徹底する。 - 保護者にはきずなネット・広報などで、緊急連絡が全員に速やかに伝わるようにする。 - 生徒、職員全員に心肺蘇生法講習会を行う。
--	---

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）（幼稚園・認定こども園）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）（保育所・認定こども園）		
3号認定（1～2歳）（保育所・認定こども園・地域型保育）		
3号認定（0歳）（保育所・認定こども園・地域型保育）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
1 放課後児童健全育成事業（学童保育）	町内全域	町内全域とする
2 時間外保育事業（延長保育事業）		
3 病児・病後児保育事業		
4 一時預かり事業（幼稚園1）		
5 一時預かり事業（子育て支援センター）		
6 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）		
7 利用者支援に関する事業		
8 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		
9 ファミリー・サポート・センター事業		
10 子育て短期支援事業（ショートステイ）		
11 乳児家庭全戸訪問事業		
12 養育支援訪問事業		
13 妊婦健診事業		

14 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	町内全域	町内全域とする
15 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
16 多様な主体の参入促進・能力活用事業		
17 子育て世帯訪問支援事業		
18 児童育成支援拠点事業		
19 親子関係形成支援事業		
20 妊婦等包括支援事業		
21 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園)		
22 産後ケア事業		

2 教育・保育提供体制の確保

(1)教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果をもとに、上松町に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」などの「現在の利用状況」、「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 教育・保育施設及び事業

	利用施設	利用希望・利用サービス	対象児童年齢
1号認定	幼稚園・認定こども園	教育希望・教育利用	3～5 歳
2号認定	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育利用	3～5 歳児
3号認定①	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育希望	1～2 歳児
3号認定②	認定こども園・保育所・地域型保育事業	保育希望・保育利用	0 歳児

② 需要量と確保の方策

1 号 幼稚園、認定こども園利用（教育希望）3～5 歳

(人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

2号 保育所利用（保育所・認定こども園）3～5 歳児

（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	35	28	23	23	22
② 確保方策	35	28	23	23	22
保育所	35	28	23	23	22
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

3号① 保育所利用（保育・認定こども園・地域型保育）1～2 歳児

（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	15	15	15	14	14
② 確保方策	15	15	15	14	14
保育所	15	15	15	14	14
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

3号② 保育所利用（保育・認定こども園・地域型保育）0 歳児

（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	8	7	7	7	6
② 確保方策	8	7	7	7	6
保育所	8	7	7	7	6
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

3 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう、推進します。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の担う役割は大きく、また、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることから、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、研修会等に積極的に参加し資質向上を図ります。

また、豊かな人間性や生きる力の基礎を培うため、他市町村で実施されている認定こども園や幼稚園及び保育所、地域型保育事業などの視察研修の実施、小学校などとの連携に努め、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう努めます。

4 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み

保育所においては、保育所保育指針についての理解を深めるとともに、研修や会議などを通じて、関係者の相互理解や小学校との連携を強化しつつ、町内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

5 地域子ども・子育て支援体制の確保

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

1、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、専用施設を利用した放課後児童クラブで事後由を実施しており、放課後子ども教室と連携して事業を推進していきます。また、開設日、開設時間等は、利用ニーズに柔軟に対応していきます。

登録児童数（単位：人）

低学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	49	40	39	26	21
② 確保方策	49	40	39	26	21
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

2、時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

実人数（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	35	31	28	27	26
② 確保方策	35	31	28	27	26
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

3、病児・病後児保育事業、ファミサポ（病児強化）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などをする事業です。町に施設等がないため、0人とするが、町の実状に即した事業内容・実施の有無について検討する。事業の周知を行う。

延べ人数（単位：人日）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

4、 一時預かり事業（幼稚園型1）

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。町に幼稚園がないため、実状に応じ0人とする。

延べ人数（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

5、 一時預かり事業（子育て支援センターでの預かり）

延べ人数（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	89	77	70	69	66
② 確保方策	89	77	70	69	66
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

6、 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業などが該当します。

延べ人数（単位：人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	136	131	131	126	121
② 確保方策	136	131	131	126	121
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

7、 利用者支援事業

子ども及びその保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行う事業です。上松町はこども家庭センター型となります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ 量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
④ 確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

8、トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる子育て支援事業です。上松町では行っていませんが、今後検討していく予定です。

延べ人数（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
③ 量の見込み	0	0	0	0	0
④ 確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

9、ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。町に施設等がないため、0人としませんが、町の実状に即した事業内容・実施の有無について検討していきます。

延べ人数（単位：人）

低学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

10、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童などを施設や里親で一時的に保護する事業です。

延べ人数（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	6	6	6	6	6
② 確保方策	6	6	6	6	6
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

11、乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

(単位：世帯)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	9	9	9	8
② 確保方策	10	9	9	9	8
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

12、養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保方策	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

13、妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

延べ人数(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	140	126	126	126	112
② 確保方策	140	126	126	126	112
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

14、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守るネットワーク)の機能強化を図るため、ネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。上松町においては各機関と連携をとりながら機能強化・連携強化を進めています。

15、実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育などを受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。今後、事業の実施について検討します。

16、多様な主体の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。今後、事業の実施について検討します。

17、子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

延べ人数（単位：人日）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
③ 量の見込み	120	120	120	120	120
④ 確保方策	120	120	120	120	120
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

18、児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える児童やその家庭に対して、生活の場を提供し、多様な課題に応じた支援を行う事業です。上松町では同じ役割を持つ第三の居場所事業を行っていますが、必要に応じて検討していきます。

19、親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子どもを対象に、親子間における適切な関係性の構築を図るための支援事業です。

延べ人数（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑤ 量の見込み	2	2	2	2	2
⑥ 確保方策	2	2	2	2	2
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

20、妊婦等包括支援事業

妊婦届の提出時に妊婦の状態を確認し、若年、経済不安、成育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的としています。

延べ人数（単位：人日）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑦ 量の見込み	30	27	27	27	24
⑧ 確保方策	30	27	27	27	24
過不足（⑧－⑦）	0	0	0	0	0

21、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園）

満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものです。月一定時間までの利用可能枠の中で就労用件を問わず利用可能な通園制度です。上松町では全自治体での実施が開始される令和8年度から開設されます。

延べ人数（単位：人日）

0歳児	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑨ 量の見込み	0	1	1	1	1
⑩ 確保方策	0	1	1	1	1
過不足（⑩－⑨）	0	0	0	0	0
1歳児	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑪ 量の見込み	0	1	1	1	1
⑫ 確保方策	0	1	1	1	1
過不足（⑫－⑪）	0	0	0	0	0
2歳児	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑬ 量の見込み	0	1	1	1	1
⑭ 確保方策	0	1	1	1	1
過不足（⑭－⑬）	0	0	0	0	0

22、産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う事業です。産後の体調を整え、育児の不安を解消することで、安心して子育てができるように支援するものです。

延べ人数（単位：人日）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑮ 量の見込み	7	7	7	7	7
⑯ 確保方策	7	7	7	7	7
過不足（⑯－⑮）	0	0	0	0	0

※ 量の見込み算出法については、子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方の手引きを参考にしました。

6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取り組み

質の高い地域子ども・子育て支援事業に取り組むため、関係機関と密接な連携を図るとともに、県との間においても、地域子ども・子育て支援事業の運営状況など必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望するニーズに応えられるよう、地域の枠を超えた利用を想定し、近接する町村と連携を図り、住民の要望に出来る限り応えられるように努めます。

施設整備については、地域の実情や保育園、小学校の状況、量の見込みや町の財政状況などを考慮するとともに、地域住民の理解を得たうえで、施設の整備に取り組みます。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み

■仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、働き方の見直し及び、多様な働き方の実現、仕事と子育ての両立の支援を推進します。

女性も男性も、計画的に産休、育休が取得できるよう、制度の周知、対象者への説明を行っていきます。

町内で活躍する様々な子育て支援グループや各機関のネットワークを強化し、互いに連携することで、地域における子育て活動を積極的に支援し、子育てを支える環境づくりに取り組めます。

■ワーク・ライフ・バランスに対する事業主の取り組みの促進

働いている全ての人が仕事と家庭生活のバランスがとれるよう、多様な働き方の選択の推進、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等の解消、働きやすい職場環境づくりが大切です。

町では、ワーク・ライフ・バランスの推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度などの普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進など、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援を推進していきます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

■地域における取り組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっています。このため、民生委員、児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、保健委員、食生活改善推進員をはじめ、NPOなどの地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■上松町子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、上松町子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、町民意見の反映

町民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画について関係機関・団体などへの配布や関係各所での活用、ホームページなどでの内容公表・紹介などに努めます。

また、あらゆる機会で町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。